

昭和五十五年総理府・大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省令第一号

対内直接投資等に関する命令

対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第二条から第五条まで、第八条、第十三条及び第十四条の規定に基づき、並びに外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の規定を実施するため、対内直接投資等に関する命令を次のように定める。

（趣旨）

第一条 この命令は、外国為替及び外国貿易法（以下「法」という。）第五章に規定する対内直接投資等、特定取得及び技術導入契約の締結等について、報告及び届出の手續その他必要な事項を定めるものとする。

（対内直接投資等の定義に関する事項）

第二条 対内直接投資等に関する政令（以下「令」という。）第二条第十一項第一号に規定する外国投資家の関係者として主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該外国投資家自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合以外の場合（会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百四十四条の規定に基づき、株主総会において提出された議案に係る場合を除く。）にあつては、次に掲げる者
 - イ 当該外国投資家（法人等（令第二条第十四項第二号に規定する法人等をいう。以下同じ。）に限る。）の役員（法第二十六条第一項第五号に規定する役員をいい、外国法人等（令第二条第一項に規定する外国法人等をいう。第三条第二項において同じ。）にあつては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。以下この項及び第七条第四項において同じ。）又は投資委員会、経営委員会その他名称の如何を問わず対内直接投資等（法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等をいう。以下同じ。）の実施に関する意思決定を行う会議体の構成員（以下この項において「投資委員会等構成員」という。）
 - ロ 当該外国投資家等を令第二条第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項第一号から第五号までに掲げるものに該当することとなる法人等の役員又は投資委員会等構成員
 - ハ 当該外国投資家等を令第二条第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項第六号から第九号までに掲げるものに該当することとなる法人等の役員
 - ニ 当該外国投資家（個人に限る。）の配偶者
 - ホ 当該外国投資家（個人に限る。）の直系血族
 - ヘ 当該外国投資家と共同して会社の株主としての議決権（法第二十六条第一項第三号に規定する議決権をいう。以下同じ。）その他の権利を行使することを合意している個人又は法人その他の団体の役員若しくは使用人その他の従業者
 - ト 当該外国投資家と共同して会社の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している個人又は法人その他の団体を外国投資家とした場合にイからホまでに掲げる者に該当することとなる者
- 二 当該外国投資家自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合（第三号に掲げる場合を除く。）にあつては、次に掲げる者
 - イ 当該外国投資家（法人等に限る。）の役員又は使用人その他の従業者
 - ロ 次に掲げる法人その他の団体の役員又は使用人その他の従業者
 - （1） 当該外国投資家により総議決権（法第二十六条第一項第三号に規定する総議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体
 - （2） 当該外国投資家及び（1）に掲げる法人その他の団体により総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体（（1）に掲げるものを除く。）
 - （3） 当該外国投資家が法人等である場合において当該外国投資家の総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有している法人その他の団体（（1）及び（2）に掲げるものを除く。）
 - （4） 当該外国投資家が法人等である場合において、当該外国投資家の総議決権の百分の五十未満に相当する議決権の数を直接に保有している法人その他の団体が直接に保有している当該外国投資家の議決権の数と当該法人その他の団体の総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有している法人その他の団体が直接に保有している当該外国投資家の議決権の数とを合算した数が当該外国投資家の総議決権の百分の五十以上となるときにおける当該外国投資家の総議決権の百分の五十未満に相当する議決権の数を直接に保有している法人その他の団体（（1）及び（2）に掲げるものを除く。）
 - （5） （3）及び（4）に掲げる法人その他の団体の総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有している法人その他の団体（（1）から（4）までに掲げるものを除く。）
 - （6） （5）に掲げる法人その他の団体により総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体（（1）から（5）までに掲げるものを除く。）
 - （7） （5）及び（6）に掲げる法人その他の団体により総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体（（1）から（6）までに掲げるものを除く。）
 - （8） （3）に掲げる法人その他の団体により総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体（（1）から（7）までに掲げるものを除く。）
 - （9） （3）及び（8）に掲げる法人その他の団体により総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体（（1）から（8）までに掲げるものを除く。）
 - ハ 当該外国投資家を主要な取引先とする個人又は法人その他の団体の役員若しくは使用人その他の従業者
 - ニ 当該外国投資家の主要な取引先である個人又は法人その他の団体の役員若しくは使用人その他の従業者
 - ホ 当該外国投資家から多額の金銭その他の財産を受けている者
 - ヘ 当該外国投資家（個人に限る。）の配偶者
 - ト 当該外国投資家（個人に限る。）の直系血族
 - チ 当該外国投資家と共同して会社の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している個人又は法人その他の団体の役員若しくは使用人その他の従業者
 - リ 当該外国投資家と共同して会社の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している個人又は法人その他の団体を外国投資家とした場合にイからトまでに掲げる者に該当することとなる者
 - ヌ 過去一年間にイからホまでに掲げる者に該当する者であつた者
- 三 令第三条の二第一項第三号から第五号までに掲げるものが行う同意であつて、当該外国投資家自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあつては、次に掲げる者
 - イ 前号イからヌまでに掲げる者に該当する者

- ロ 当該外国投資家の属する国の政府、政府機関、地方公共団体、中央銀行又は政党その他の政治団体の役員又は使用人その他の従業者（政党その他の政治団体に該当する場合にあつてはその政党员を含む。）
- 2 令第二条第十一項第五号に規定する主務省令で定める議案は、次に掲げる議案とする。
- 一 事業の一部の譲渡に係る議案
 - 二 子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）（外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。第三号、第三条第二項第七号ロ及び第十五号イ、第三条の二第五項第一号並びに第四条の三第二項第一号において同じ。）の株式又は持分の全部又は一部の譲渡に係る議案
 - 三 会社法第四百五十四条第一項に掲げる事項に係る議案（配当財産（同法第二条第二十五号に規定する配当財産をいう。）が事業又は子会社の株式である場合に限る。）
 - 四 会社法第二条第二十八号に規定する新設合併に係る議案
 - 五 会社法第二条第二十九号に規定する吸収分割に係る議案（会社が同法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社となる場合に限る。）
 - 六 会社法第二条第三十号に規定する新設分割に係る議案（会社が同法第七百六十三条第一項第五号に規定する新設分割会社となる場合に限る。）
 - 七 事業の廃止に係る議案
- 3 令第二条第十四項第一号に規定する主務省令で定める金額は、一億円に相当する額とする。
- 4 令第二条第十四項第二号に規定する主務省令で定める額は、金銭の貸付けを行つた日の属する事業年度の直前の事業年度末の貸借対照表（当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前の貸借対照表）の負債の部に計上した額と当該金銭の貸付けの金額とを合算した額とする。ただし、貸借対照表を作成していない場合にあつては、金銭の貸付けを行つた日の属する事業年度の直前の事業年度末の財産目録（当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前の財産目録）の負債の総額と当該金銭の貸付けの金額とを合算した額とする。
- 5 令第二条第十六項第一号ニ（1）に規定する主務省令で定める金額は、一億円に相当する額とする。
- 6 令第二条第十六項第一号ニ（2）に規定する主務省令で定める額は、社債の取得を行つた日の属する事業年度の直前の事業年度末の貸借対照表（当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前の貸借対照表）の負債の部に計上した額と当該取得した社債の金額とを合算した額とする。
- 7 令第二条第十六項第六号ロ及び同条第十八項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。
- 一 取締役の選任又は解任
 - 二 取締役の任期の短縮
 - 三 次に掲げる定款の変更
 - イ 目的の変更に係るもの
 - ロ 会社法第八十八条第二項第八号又は第九号に掲げる事項について内容の異なる二以上の種類の株式を発行する場合において当該各号に定める事項
 - 四 会社法第四百六十八条第一項に規定する事業譲渡等
 - 五 会社の解散
 - 六 会社法第七百八十二条第一項に規定する吸収合併契約等
 - 七 会社法第八百三条第一項に規定する新設合併契約等
（対内直接投資等の届出等）
- 第三条** 令第三条第一項第二号に規定する主務省令で定める業種は、財務大臣及び事業所管大臣（令第七条に規定する事業所管大臣をいう。以下同じ。）が定める業種とする。
- 2 令第三条第一項第十二号に規定する主務省令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。
- 一 組織変更前の会社の株式又は持分を所有するものによる当該株式又は持分に代わる組織変更後の会社の株式若しくは持分、当該株式若しくは持分に係る議決権又は当該議決権に係る議決権行使等権限の取得（令第二条第十六項第五号に規定する議決権行使等権限の取得をいう。以下この条及び第七条第一項第一号において同じ。）
 - 二 外国投資家（法第二十六条第一項に規定する外国投資家をいう。以下同じ。）である上場会社等（同条第二項第一号に規定する上場会社等をいう。以下同じ。）又はその子会社が、法第二十七条第一項の規定による届出をして行つた法第二十六条第二項第一号又は第三号に掲げる行為により当該上場会社等又はその子会社が保有する実質保有等議決権（令第二条第四項第二号に規定する実質保有等議決権をいう。以下同じ。）の会社の総議決権に占める割合が百分の百に相当する場合における当該会社が行う新株の発行に伴う当該上場会社等又はその子会社による株式又は当該株式に係る議決権の取得
 - 三 次に掲げる場合における外国投資家（株式会社に限る。）による当該外国投資家の株式に係る法第二十六条第二項第一号又は第三号に掲げる行為
 - イ 会社法第六十六条第一項の規定による請求があつた場合（当該外国投資家の一の株主の実質保有等議決権の数及び当該株主を令第二条第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数（議決権のうち重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計によるもの。以下同じ。）の当該外国投資家の総議決権数に占める割合が百分の百となる場合を除く。）
 - ロ 会社法第九十二条第一項の規定による請求があつた場合
 - ハ 会社法第二百三十四条第四項各号に掲げる事項を定めた場合
 - ニ 会社法第二百六条第五項、第八十二条の四第四項、第四百六十九条第五項、第七百八十五条第五項、第七百九十七条第五項又は第八百六条第五項（これらの規定を株式会社について他の法令において準用する場合を含む。）に規定する株式買取請求に応じる場合
 - 四 貸付金債権、社債又は特別の法律により設立された法人の発行する出資証券の相続又は遺贈による取得
 - 五 法第二十六条第二項第五号に掲げる会社の事業目的の実質的な変更に関し行う同意のうち、当該変更に係る変更後の事業目的が、次項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に該当しない会社の事業目的の実質的な変更に関し行う同意
 - 六 法第二十六条第二項第五号に掲げる会社の事業目的の実質的な変更に関し行う同意のうち、当該会社が上場会社等以外の会社であつて、当該同意をするものの所有等株式等（令第三条第一項第四号に規定する所有等株式等をいう。以下この号において同じ。）と当該同意するものを令第二条第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等の所有等株式等とを合計した株式の数若しくは出資の金額又は純議決権数の当該会社の発行済株式の総数若しくは出資の金額の総額又は総議決権に占める割合のいずれもが三分の一未満であるもの
 - 七 法第二十六条第二項第五号の規定により令第二条第十一項第一号に掲げる議案に関し行う同意のうち、当該同意するものが法第二十七条第一項の規定による届出をして行つた法第二十六条第二項第一号、第三号若しくは第四号若しくは令第二条第十六項第三号若しくは

- は第五号に掲げる対内直接投資等又は法第二十八条第一項の規定による届出をして行つた法第二十六条第三項に掲げる特定取得（以下「特定取得」という。）により当該同意するものが保有する当該対内直接投資等又は当該特定取得に係る会社の実質保有等議決権の数の当該会社の総議決権に占める割合が百分の五十以上に相当する場合における次のいずれかに該当する同意
- イ 当該会社の取締役又は監査役の選任に関し行ふ当該外国投資家による同意
- ロ 当該会社の子会社（当該外国投資家がした当該届出のうち直近のものをした日に、当該会社の子会社であるものに限る。以下この号において「対象子会社」という。）の取締役又は監査役の選任に関し行ふ当該会社による同意
- ハ 対象子会社の取締役又は監査役の選任に関し行ふ当該対象子会社の株式を直接に保有する当該会社の他の対象子会社による同意
- 八 法第二十六条第二項第五号の規定により令第二条第十一項第一号に掲げる議案に関し行ふ同意のうち、令第三条第二項各号に掲げる対内直接投資等に該当する同意以外のもの
- 九 法第二十六条第二項第五号の規定により令第二条第十一項第二号から第四号まで及び前条第二項各号に掲げる議案に関し行ふ同意のうち、自ら又は他の株主を通じて株主総会に提出した議案以外のものに関し行ふ同意
- 十 法第二十六条第二項第五号の規定により令第二条第十一項第二号から第四号まで及び前条第二項各号に掲げる議案に関し行ふ同意のうち、次項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に属する事業（第三条の二第五項において「対象事業」という。）に係る議案以外の議案に関し行ふ同意
- 十一 法第二十六条第二項第六号に掲げる支店等の設置のうち、当該設置に係る支店等（支店、工場その他の事業所をいう。以下この項及び第七条第一項第三号において同じ。）の事業目的が、次項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に該当しない支店等の設置
- 十二 法第二十六条第二項第六号に掲げる支店等の種類又は事業目的の実質的な変更のうち、当該変更に係る変更後の事業目的が、次項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に該当しない支店等の種類又は事業目的の実質的な変更
- 十三 会社法第百八十五条に規定する株式無償割当てによる株式若しくは当該株式に係る議決権の取得、株式への一任運用（令第二条第十六項第三号に掲げる株式への一任運用（同号イに掲げる要件を満たすものに限る。）をいう。以下同じ。）又は当該株式に係る議決権行使等権限の取得
- 十四 株式会社が会社法第二条第十九号に規定する取得条項付株式又は同法第二百七十三条第一項に規定する取得条項付新株予約権に係る取得事由の発生によりその取得の対価として交付する株式若しくは持分、当該株式若しくは持分、当該株式若しくは持分に係る議決権、社債若しくは出資証券の取得、株式への一任運用又は当該株式若しくは持分に係る議決権行使等権限の取得
- 十五 特別上場会社等（法第二十六条第一項第三号に掲げるものうち上場会社等であつて、次に掲げる上場会社等の株式の数又は議決権の数の当該上場会社等の発行済株式の総数又は総議決権に占める割合のいずれもが百分の十未満であるものをいう。第四条第一項第一号において同じ。）が行ふ法第二十六条第二項第一号、第三号から第五号まで、第七号若しくは第八号に掲げる行為又は令第二条第十六項第一号から第五号まで若しくは第七号に掲げる行為（令第三条第一項第六号に掲げる行為を除く。）
- イ 上場会社等の各株主（外国法人等又は令第二条第一項に規定する他の会社若しくはその子会社（令第二条第四項に規定する特定上場会社等を除く。以下この号及び次号において「他の会社等」という。）に限る。）が所有する当該上場会社等の実質株式（同項第一号に規定する実質株式をいう。以下同じ。）の数、当該株主を令第二条第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第二十六条第一項第二号、第三号又は第五号に掲げるものに該当するものに限る。ロにおいて同じ。）（以下この号において「株主の密接関係者」という。）が所有する当該上場会社等の実質株式の数並びに当該株主及び当該株主の密接関係者が投資一任契約（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。）その他の契約に基づき他のものから委任を受けて株式の運用（その指図をすることを含み、令第二条第七項に掲げる要件を満たすものに限る。）をする場合におけるその対象となる当該上場会社等の株式の数を合計した純株式数（株式のうち重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計によるもの。以下同じ。）
- ロ 上場会社等に係る各外国投資家（外国法人等又は他の会社等に限る。）が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権（令第二条第十八項に規定する議決権代理行使受任に係る議決権を除く。以下この号において同じ。）の数及び当該外国投資家を同条第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数
- 十六 特別非上場会社（法第二十六条第一項第三号に掲げるものうち上場会社等以外の会社であつて、当該上場会社等以外の会社の株式又は持分を直接に所有するものがいずれも外国法人等又は他の会社等でないものをいう。第四条第一項第二号において同じ。）が行ふ法第二十六条第二項第一号、第三号から第五号まで、第七号若しくは第八号に掲げる行為又は令第二条第十六項第一号から第五号まで若しくは第七号に掲げる行為
- 十七 法第二十六条第二項第一号、第三号又は第四号に掲げる行為のうち、有価証券の引受け（金融商品取引法第二条第八項第六号に掲げる有価証券の引受けをいい、同条第六項第三号に係るものを除く。第四条第一項第三号において同じ。）に該当する行為（これに相当する外国の法令によるものを含む。同号において同じ。）（令第三条第二項各号に掲げる対内直接投資等である場合にあつては、当該行為により取得した株式の議決権の行使を行わないものに限る。）
- 十八 特定非上場会社（令第三条第一項第二号に規定する特定非上場会社をいう。以下この号及び次号において同じ。）の議決権に係る議決権代理行使受任（令第二条第十六項第四号に掲げる議決権代理行使受任をいう。以下この項において同じ。）をしていた法人又は特定非上場会社の議決権に係る議決権代理行使委任（同項第六号に掲げる議決権代理行使委任をいう。以下この項において同じ。）に係る受任をした法人の合併により合併後存続する法人又は新たに設立される法人が当該議決権代理行使受任又は当該議決権代理行使委任に係る契約を承継する場合における当該議決権代理行使受任又は当該議決権代理行使委任
- 十九 特定非上場会社の議決権に係る議決権代理行使受任をしていた法人又は特定非上場会社の議決権に係る議決権代理行使委任に係る受任をした法人の分割により分割後新たに設立される法人又は事業を承継する法人が当該議決権代理行使受任又は当該議決権代理行使委任に係る契約を承継する場合における当該議決権代理行使受任又は当該議決権代理行使委任
- 二十 非上場会社の議決権に係る議決権代理行使受任（当該議決権代理行使受任の後における当該議決権代理行使受任をするものの保有等非上場会社議決権数（直接に保有する非上場会社の議決権の数と議決権代理行使受任（令第二条第十六項第四号イに該当するものに限る。）に係る議決権の数とを合計した議決権の数をいう。以下この号において同じ。）と当該議決権代理行使受任をするものを令第二条第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等の保有等非上場会社議決権数とを合計した純議決権数の当該非上場会社の総議決権に占める割合が百分の十以上となる場合の当該議決権代理行使受任を除く。）であつて、令第三条第二項各号に掲げる対内直接投資等に該当する非上場会社の議決権に係る議決権代理行使受任以外のもの
- 二十一 株式の分割若しくは併合により発行される新株に係る議決権に係る議決権代理行使受任、議決権代理行使委任又は共同議決権行使同意取得（令第二条第十六項第七号に掲げる共同議決権行使同意取得をいう。以下この項及び第七条第一項第四号において同じ。）

- (以下この項において「議決権代理行使受任等」という。)であつて、当該株式に係る議決権に係る議決権代理行使受任等をしていた場合における当該株式に係る議決権に係る議決権代理行使受任等に相当するもの
- 二十二 組織変更前の会社の議決権に係る議決権代理行使受任等をしていたものによる当該議決権に代わる組織変更後の会社の議決権に係る議決権代理行使受任等(当該組織変更前の会社の議決権に係る議決権代理行使受任等に相当するものに限る。)
- 二十三 株式会社が会社法第百八十五条に規定する株式無償割当てによる株式に係る議決権に係る議決権代理行使受任等(当該株式無償割当て前にしていた議決権代理行使受任等に相当するものに限る。)
- 二十四 株式会社が会社法第二条第十九号に規定する取得条項付株式に係る取得事由の発生によりその取得の対価として交付する株式又は持分に係る議決権に係る議決権代理行使受任等(当該取得条項付株式に係る議決権に係る議決権代理行使受任等をしていた場合における当該取得条項付株式に係る議決権に係る議決権代理行使受任等に相当するものに限る。)
- 二十五 相続又は遺贈により共同議決権行使同意取得に係る契約を承継した場合における当該共同議決権行使同意取得
- 3 令第三条第二項第一号に規定する主務省令で定める業種は、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種とする。
- 4 令第三条第二項第一号及び令第三条の二第二項第三号に規定する主務省令で定めるものは、会社(その子会社を含む。)がその総議決権の百分の五十に相当する議決権の数を保有する他の会社(外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。)とする。
- 5 令第三条第二項第二号に規定する主務省令で定める対内直接投資等は、別表第一に掲げる国又は地域以外の国又は地域の外国投資家により行われる対内直接投資等(法第二十六条第一項第三号又は第五号に該当する外国投資家により行われる対内直接投資等を除く。)とする。
- 6 令第三条第二項第三号に規定する主務省令で定める対内直接投資等は、財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等とする。
- 7 令第三条第三項の規定に基づき届出をしようとするものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき届出書の通数は、三とする。
- 一 法第二十六条第二項第一号、第三号及び第四号に規定する株式、持分又は議決権の取得並びに令第二条第十六項第二号に規定する出資証券の取得、同項第三号に規定する株式への一任運用及び同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得 別紙様式第一
- 二 法第二十六条第二項第二号に規定する株式又は持分の譲渡 別紙様式第二
- 三 法第二十六条第二項第五号に規定する会社の事業目的の実質的な変更に関し行う同意 別紙様式第三
- 三の二 令第二条第十一項第一号に規定する取締役又は監査役の選任に係る議案に関して行う同意 別紙様式第三の二
- 三の三 令第二条第十一項第二号から第四号まで及び前条第二項各号に掲げる議案に関して行う同意 別紙様式第三の三
- 四 法第二十六条第二項第六号に規定する支店等の設置 別紙様式第四
- 五 法第二十六条第二項第六号に規定する支店等の種類又は事業目的の実質的な変更 別紙様式第五
- 六 法第二十六条第二項第七号に規定する金銭の貸付け 別紙様式第六
- 六の二 法第二十六条第二項第八号に規定する事業の承継 別紙様式第六の二
- 七 令第二条第十六項第一号に規定する社債の取得 別紙様式第七
- 八 令第二条第十六項第四号に規定する議決権代理行使受任 別紙様式第七の二
- 九 令第二条第十六項第六号に規定する議決権代理行使委任 別紙様式第七の三
- 十 令第二条第十六項第七号に規定する共同議決権行使同意取得 別紙様式第七の四
- 8 財務大臣及び事業所管大臣は、前項の規定により届出書を受理したときは、当該届出書にその旨を記入し、そのうち一通を届出受理証として届出者に交付するものとする。ただし、前項の手續が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行われたときは、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に記録された届出書の内容を書面に出力したものに届出を受理した旨を記入し、届出受理証として届出者に交付するものとする。
- 9 令第三条第十四項の規定に基づき法第二十七条第七項の規定による通知をしようとするものは、別紙様式第八による通知書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき通知書の通数は、一とする。(対内直接投資等の届出の特例に関する事項)
- 第三条の二** 令第三条の二第一項第四号イ及び令第四条の三第一項第四号イに規定する他の法人その他の団体(以下この項において「間接法人等」という。)を通じて間接に保有するものとして主務省令で定める法人その他の団体の議決権の数は、当該法人その他の団体の株主若しくは出資者である間接法人等(外国政府等(令第三条の二第一項第三号に規定する外国政府等をいう。第七条第四項第四号において同じ。))の出資比率が百分の五十以上であるものに限る。)又はその子会社等(会社法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。)が直接に保有する当該法人その他の団体の議決権の数とする。
- 2 令第三条の二第二項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。
- 一 取締役の選任又は解任
- 二 取締役の任期の短縮
- 三 次に掲げる定款の変更
- イ 目的の変更に係るもの
- ロ 会社法第百八条第二項第八号又は第九号に掲げる事項について内容の異なる二以上の種類の株式を発行する場合において当該各号に定める事項
- 四 会社法第四百六十八条第一項に規定する事業譲渡等
- 五 会社の解散
- 六 会社法第七百八十二条第一項に規定する吸収合併契約等
- 七 会社法第八百三条第一項に規定する新設合併契約等
- 3 令第三条の二第二項第三号に規定する主務省令で定める業種は、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種とする。
- 4 令第三条の二第二項第三号イに規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 金融商品取引法に相当する外国の法令の規定による許認可等(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第三号に規定する許認可等又はこれに相当するものをいう。以下この項において同じ。)を受けて金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業(同条第八項に規定する有価証券関連業を行うもの)に限り、同法第二十九条の四の第二十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務のみを行うものを除く。)に類する事業を営むもの
- 二 金融商品取引法第二十九条の登録を受けて同法第二十八条第四項に規定する投資運用業(以下この号において「投資運用業」という。)を営むもの若しくは同法第六十三条第二項の規定による届出をして同条第一項第二号に掲げる行為を業として行うもの又は同法に相当する外国の法令の規定により許認可等を受けて投資運用業に類する事業を営むもの

- 三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十三項に規定する登録投資法人若しくは同法に相当する外国の法令に準拠して設立された法人たる社団又は権利能力のない社団で、登録投資法人に類するもの（当該外国の法令に基づき許認可等を受けているものに限る。）
- 四 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行又は同法に相当する外国の法令の規定による許認可等を受けて外国において銀行業（同法第二条第二項に規定する銀行業のうち同項第一号に掲げる行為を行わないものを除く。）に類する事業を営むもの
- 五 保険業法（平成七年法律第五号）第三条の規定による免許を受けて同法第二条第一項に規定する保険業（以下この号において「保険業」という。）を営むもの又は同法に相当する外国の法令の規定による許認可等を受けて保険業に類する事業を営むもの
- 六 信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二条第二項に規定する信託会社（同条第四項に規定する管理型信託会社を除く。）若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条の認可を受けて信託業法第二条第一項に規定する信託業を営むもの又はこれらの法律に相当する外国の法令の規定による許認可等を受けて信託業に類する事業を営むもの（同条第二項に規定する信託会社を除く。）
- 七 金融商品取引法第六十六条の五十の規定による登録を受けて同法第二条第四十一項に規定する高速取引行為を行うもの
- 5 令第三条の二第二項第五号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 対内直接投資等に係る会社（以下この号及び次号において「発行会社」という。）、特定子会社（発行会社の子会社であつて対象事業を営むものをいう。以下この号において同じ。）、特定親会社（特定子会社の親会社（会社法第二条第四号に規定する親会社をいい、発行会社並びに外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。第四条の三第二項第一号において同じ。）であつて発行会社以外のものをいう。）又は発行会社が財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として前条第四項に規定する他の会社（子会社を除く。）であつて対象事業を営むもの（以下この項において「発行会社等」という。）の取締役（当該発行会社等が持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。第四条の三第二項第一号において同じ。）である場合にあっては、業務を執行する社員又は業務を執行する社員の職務を行うべき者をいう。）若しくは監査役に新たに就任すること又は第二条第一項第二号イからヌまでに掲げる者（外国投資家が令第三条の二第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当する場合にあっては第二条第一項第三号イ及びロに掲げる者を含む。）を発行会社等の取締役又は監査役に新たに就任させることを目的とする対内直接投資等
- 二 令第二条第十一項第二号から第四号まで及び第二条第二項各号に掲げる議案（対象事業に係るものに限る。）を発行会社の株主総会に提案することを目的とする対内直接投資等
- 三 対象事業に係る非公開の技術情報の取得その他の当該技術情報の流出につながるおそれのある行為を行うことを目的とする対内直接投資等
- 四 令第三条の二第二項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む第三項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に属する事業に関し、当該発行会社等の取締役会若しくは重要な意思決定の権限を有する委員会に出席し、若しくは自らが指定する者を出席させること又は当該発行会社等の取締役会若しくは重要な意思決定の権限を有する委員会若しくはそれらの構成員に対し、自ら若しくはその指定する者を通じて期限を付して、当該発行会社等の回答若しくは行動を求めて書面若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により提案を行うことを目的とする対内直接投資等
- 五 法第二十七条第一項の規定による届出をせずに令第二条第十一項第一号から第四号まで及び第二条第二項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意を行った外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る対内直接投資等
- 六 令第二条第十一項第一号から第四号まで及び第二条第二項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意に関し、法第二十七条第一項の規定による届出をして、禁止期間（法第二十九条第六項に規定する禁止期間をいう。第四条の三第二項第五号において同じ。）の満了前に同意を行った外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る対内直接投資等
- 七 令第二条第十一項第一号から第四号まで及び第二条第二項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意に関し、虚偽の届出をした外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る対内直接投資等
- 八 令第二条第十一項第一号から第四号まで及び第二条第二項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意の届出をして、当該対内直接投資等に係る内容の変更又は中止を命じられた外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る対内直接投資等（当該外国投資家が当該変更又は中止の命令に従つた場合（当該届出が令第二条第十一項第一号に掲げる議案のうち自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合以外の場合にあっては、第二条第一項第一号ロからトまでに掲げる者の選任に係る場合に限る。）を除く。）

（特定取得の届出等）

第四条 令第四条第一項第四号に規定する主務省令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

- 一 特別上場会社等が行う特定取得（令第四条第一項第二号に掲げる行為を除く。）
- 二 特別非上場会社が行う特定取得
- 三 特定取得のうち、有価証券の引受けに該当する行為（当該行為により取得した株式の議決権の行使を行わないものに限る。）
- 2 令第四条第二項に規定する主務省令で定める業種は、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種とする。
- 3 令第四条第二項及び令第四条の三第二項第一号に規定する主務省令で定めるものは、会社（その子会社を含む。）がその総議決権の百分の五十に相当する議決権の数を保有する他の会社（外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）とする。
- 4 令第四条第三項の規定に基づき届出をしようとするものは、別紙様式第一による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき届出書の通数は、三とする。
- 5 財務大臣及び事業所管大臣は、前項の規定により届出書を受理したときは、当該届出書にその旨を記入し、そのうち一通を届出受理証として届出者に交付するものとする。この場合においては、第三条第八項ただし書の規定を準用する。
- 6 令第四条第十一項の規定に基づき法第二十八条第七項において準用する法第二十七条第七項の規定による通知をしようとするものは、別紙様式第八の二による通知書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき通知書の通数は、一とする。

（公示送達の方法）

第四条の二 財務大臣及び事業所管大臣は、公示送達があつたことを官報又は新聞紙に掲載することができる。外国においてすべき送達については、財務大臣及び事業所管大臣は、官報又は新聞紙への掲載に代えて、公示送達があつたことを通知することができる。

（特定取得の届出の特例に関する事項）

第四条の三 令第四条の三第二項第一号に規定する主務省令で定める業種は、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種とする。

2 令第四条の三第二項第三号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 特定取得に係る会社（以下この号及び次号において「発行会社」という。）、特定子会社（発行会社の子会社であつて第四条第二項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に属する事業（以下この項において「特定対象事業」という。）を営むものをいう。）、特定親会社（特定子会社の親会社であつて発行会社以外のものをいう。）、又は発行会社が財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として第四条第三項に規定する他の会社（子会社を除く。）であつて特定対象事業を営むもの（以下この号において「発行会社等」という。）の取締役（当該発行会社等が持分会社である場合に於ては、業務を執行する社員又は業務を執行する社員の職務を行うべき者をいう。）若しくは監査役に新たに就任すること又は第二条第一項第二号イからヌまでに掲げる者（外国投資家が令第三条の二第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当する場合に於ては第二条第一項第三号イ及びロに掲げる者を含む。）を発行会社等の取締役又は監査役に新たに就任させることを目的とする特定取得
- 二 令第二条第十一項第二号から第四号まで及び第二条第二項各号に掲げる議案（特定対象事業に係るものに限る。）を発行会社の株主総会に提案することを目的とする特定取得
- 三 特定対象事業に係る非公開の技術情報の取得その他の当該技術情報の流出につながるおそれのある行為を行うことを目的とする特定取得
- 四 法第二十七条第一項の規定による届出をせず令第二条第十一項第一号から第四号まで及び第二条第二項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意を行った外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る特定取得
- 五 令第二条第十一項第一号から第四号まで及び第二条第二項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意に関し、法第二十七条第一項の規定による届出をして、禁止期間の満了前に同意を行った外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る特定取得
- 六 令第二条第十一項第一号から第四号まで及び第二条第二項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意に関し、虚偽の届出をした外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る特定取得
- 七 令第二条第十一項第一号から第四号まで及び第二条第二項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意の届出をして、当該対内直接投資等に係る内容の変更又は中止を命じられた外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る特定取得（当該外国投資家が当該変更又は中止の命令に従つた場合（当該届出が令第二条第十一項第一号に掲げる議案のうち自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合以外の場合に於ては、第二条第一号ロからトまでに掲げる者の選任に係る場合に限る。）を除く。）（技術導入契約の締結等の届出等）

第五条 令第五条第一項第一号に規定する主務省令で定める技術は、別表第二に掲げる技術とする。

- 2 令第五条第二項の規定に基づき届出をしようとする居住者は、別紙様式第九による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合においては、第三条第七項後段の規定を準用する。
- 3 財務大臣及び事業所管大臣は、前項の規定により届出書を受領したときは、当該届出書にその旨を記入し、そのうち一通を届出受理証として届出者に交付するものとする。この場合においては、第三条第八項ただし書の規定を準用する。
- 4 令第五条第九項の規定に基づき法第三十条第七項において準用する法第二十七条第七項の規定による通知をしようとするものは、別紙様式第十による通知書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合においては、第三条第九項後段の規定を準用する。

第六条 削除

（対内直接投資等及び特定取得の報告）

第六条の二 令第六条の三第一項の規定に基づき、別表第三の第二欄に掲げるものが行つた同表の第三欄に掲げる業種に係る同表の第一欄に掲げる対内直接投資等又は特定取得について報告をしようとするものは、対内直接投資等を行つた日から四十五日以内に、同表の第四欄に定める様式による報告書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。

（技術導入契約の締結等の報告）

第六条の三 令第六条の四第一項の規定に基づき報告をしようとする居住者は、別紙様式第十八による報告書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合においては、前条後段の規定を準用する。

（令第六条の五の規定に基づく報告）

第七条 法第二十七条第一項又は法第二十八条第一項の規定による届出をしたものが、次の各号に掲げる行為をした場合には、当該行為の区分に応じ、当該各号に定める様式による報告書を、当該行為を行つた日から四十五日以内に、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。

- 一 当該届出に係る株式若しくは持分（特別の法律により設立された法人の発行する出資証券を含む。）の取得、議決権の取得、株式への一任運用若しくは議決権行使等権限の取得又は当該株式若しくは持分の取得、当該議決権の取得、当該株式への一任運用若しくは当該議決権行使等権限の取得をした後における当該株式若しくは持分若しくは議決権の全部若しくは一部の処分 別紙様式第十九
 - 二 当該届出に係る金銭の貸付け若しくは社債の取得又は当該貸付け若しくは社債の取得をした後における当該貸付け若しくは社債の元本の全部若しくは一部の返済金若しくは償還金の受領（期限前返済又は期限前償還を受けた場合を含む。） 別紙様式第二十
 - 三 当該届出に係る支店等の設置の中止（法第二十七条第七項又は第十項の規定に基づく対内直接投資等の中止の勧告の応諾又は中止の命令による中止を除く。）又は当該支店等の廃止 別紙様式第二十二
 - 四 当該届出に係る共同議決権行使同意取得又は当該共同議決権行使同意取得をした後における当該共同議決権行使同意取得の解除 別紙様式第二十二の二
 - 五 当該届出に係る事業の承継又は事業を承継した後における当該事業の処分 別紙様式第二十二の三
- 2 第三条第二項第十七号又は第四条第一項第三号に掲げる行為を行つたもの（以下この項において「引受者」という。）が、当該行為に係る上場会社等の株式若しくは議決権又は上場会社等以外の会社の株式の取得を行つた日の翌日に所有し、又は保有することとなつた次に掲げる当該上場会社等の株式の数又は議決権の数の当該上場会社等の発行済株式の総数又は総株主の議決権の数に占める割合が百分の十以上となる場合には、所有し、又は保有することとなつた当該上場会社等の株式又は議決権について、別紙様式第十一による報告書を、当該行為を行つた日から四十五日以内に、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。
- 一 当該引受者が所有する当該上場会社等の実質株式の数、当該引受者を令第二条第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等（以下この号及び次号において「引受者の密接関係者」という。）が所有する当該上場会社等の実質株式の数並びに当該引受者及び当該引受者の密接関係者がする株式への一任運用の対象とされる当該上場会社等の株式の数を合計した純株式数
 - 二 当該引受者の実質保有等議決権の数及び当該引受者の密接関係者の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数
- 3 前項に規定する報告書を提出したもの（当該報告書に係る上場会社等の株式若しくは議決権又は上場会社等以外の会社の株式の取得が令第三条第二項各号に掲げる対内直接投資等又は令第四条第二項に掲げる特定取得に該当する場合に限る。）が所有し、又は保有する前

項各号に掲げる当該上場会社等の株式の数又は議決権の数の当該上場会社等の発行済株式の総数又は総株主の議決権の数に占める割合が百分の十未満となつた場合には、当該上場会社等の株式の所有又は議決権の保有の状況について、別紙様式第十九による報告書を、その事実の発生の日から三十日以内に、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。

- 4 第六条の二の規定により別紙様式第十一の二による報告書を提出した後において、次の各号に掲げる変更が生じた場合には、当該変更が生じた日における別紙様式第十九の二による報告書を、当該変更が生じた日から起算して四十五日を経過する日までに、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。
- 一 別紙様式第十一の二による報告書を提出したもの（法人等に限る。）（以下この項において「報告者」という。）の株主又は出資者であつてその直接に保有する議決権の数と第三条の二第一項に掲げるものに該当することとなる議決権の数を合計した議決権の数の当該報告者の総議決権に占める割合又はその所有する株式の数若しくは出資の金額の当該報告者の発行済株式の総数若しくは出資の金額の総額に占める割合のいずれかが百分の十以上であるもの（次号において「報告者の特定株主」という。）に変更がある場合
 - 二 令第三条の二第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当するものが報告者の特定株主となる場合
 - 三 報告者の役員又は役員で代表する権限を有するものいずれかの総数の三分の一以上となるものの国籍に変更がある場合
 - 四 外国政府等が任命し、若しくは指名しているもの又は外国政府等の役員若しくは使用人その他の従業者が報告者の役員又は役員で代表する権限を有するものとなる場合
 - 五 提出された別紙様式第十一の二による報告書に記載のある報告者の最終親会社等（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の四の四第四項第五号に規定する最終親会社等をいう。）又は報告者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものに変更がある場合
 - 六 報告者が令第三条の二第一項第三号から第五号までに掲げるもののいずれかに新たに該当することとなつた場合
 - 七 報告者が令第三条の二第二項第三号イに規定する第一種金融商品取引業を行うもの又は第三条の二第四項各号に掲げるもののいずれか（以下この項において「許認可等金融機関等」という。）に新たに該当することとなつた場合又は該当しないこととなつた場合
 - 八 報告者が第三条の二第四項第一号又は第二号に掲げるものに該当する場合にあつては、当該報告者が他のものから依頼を受けて金融商品取引法第二十八条第一項第三号若しくは第三十五条第一項第十一号及び第十二号に掲げる業務又はこれらに相当する業務を新たに行ふこととなつた場合又は行わないこととなつた場合
 - 九 報告者が許認可等金融機関等に該当する場合にあつては、その該当する許認可等の区分に係る監督を行う行政機関又はその国籍に変更がある場合
 - 十 報告者が許認可等金融機関等に該当する場合にあつては、その該当する許認可等の区分に係る法令又は外国の法令が異なることとなつた場合
- 5 財務大臣及び事業所管大臣は、前各項に規定する報告書により報告を求める場合以外に、令第六条の五第一項の規定により報告を求める場合には、同項に規定する者又は関係人に対し、通知する方法により、当該報告を求める事項を指定してするものとする。
- 6 令第六条の五第二項に規定する主務省令で定める手続は、同条第一項の規定により指定された事項の報告書を提出する場所、当該報告書を提出する通数その他財務大臣及び事業所管大臣が定める手続とする。
- 7 財務大臣及び事業所管大臣は、第五項に規定する通知をするときは、併せて前項に規定する手続を通知するものとする。

（期間の短縮に関する公示）

第八条 財務大臣及び事業所管大臣が法第二十七条第二項ただし書及び第四項、法第二十八条第二項ただし書及び第四項又は法第三十条第二項ただし書及び第四項の規定により取引又は行為を行つてはならない期間を短縮するときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、届出に係る取引又は行為を行うことができる日を公示するものとする。

（勧告又は命令の取消しの通知）

第九条 財務大臣及び事業所管大臣は、法第二十七条第十一項の規定に基づき、同条第七項の規定により対内直接投資等に係る内容の変更の勧告を応諾する旨の通知をしたもの又は同条第十項の規定により対内直接投資等に係る内容の変更を命じられたものに対し、当該勧告又は命令の全部又は一部を取り消すときは、当該勧告する旨の通知をしたもの又は当該内容の変更を命じられたものに対し、当該取消しの内容を記載した通知書を交付する方法により行うものとする。

2 前項の規定は、法第二十八条第七項又は法第三十条第七項において準用する法第二十七条第十一項の規定に基づき令第四条第九項又は令第五条第七項に規定する勧告又は命令の全部又は一部を取り消すときについて準用する。

（立入検査及び質問を行う職員的身分を示す証券）

第九条の二 法第六十八条第二項に規定する立入検査及び質問（法第五章に係るものに限る。）を行う職員的身分を示す証券は、別紙様式第二十三又は財務大臣若しくは事業所管大臣が定める様式によるものとする。

（事務の委任）

第十条 令第十条ただし書の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が自ら取り扱うことを妨げない事務は、法第二十九条第一項から第五項までの規定に基づく命令の内容を記載した文書の送付に関する事務並びに第七条第五項から第七項までの規定に係る通知及び報告の受理に関する事務とする。

2 令第十条第二号に規定する財務大臣及び事業所管大臣の定める事務は、法第二十七条第一項、法第二十八条第一項又は法第三十条第一項の規定による届出について、財務大臣及び事業所管大臣が指示した場合における当該指示した日に、インターネットの利用その他の適切な方法により、届出に係る取引又は行為を行うことができる日を公示する事務とする。

附 則

1 この命令は、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第六十五号）の施行の日（昭和五十五年十二月一日）から施行する。

2 次に掲げる省令は、廃止する。

一 外資に関する法律施行規則（昭和二十五年外資委員会規則第二号）

二 外国投資家が株式又は持分を取得する場合のうち資産の運用にあたるものを定める省令（昭和四十二年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省、郵政省、建設省令第一号）

三 外資に関する法律の規定により日本銀行に取り扱わせる事務の範囲を定める省令（昭和四十二年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省、郵政省、建設省令第二号）

四 沖縄の復帰に伴う外国投資家に係る株式の所有の認可等に関する省令（昭和四十七年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省、郵政省、建設省令第二号）

3 この命令の施行の際現に外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律による廃止前の外資に関する法律（昭和二十五年法律第六十三号。以下「旧外資法」という。）第十条、第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十三条の二又は第十三条の三の

規定によりされている申請又は届出に係る取引又は行為については、この命令による廃止前の外資に関する法律施行規則（以下「旧施行規則」という。）、外国投資家が株式又は持分を取得する場合のうち資産の運用にあたるものを定める省令及び外資に関する法律の規定により日本銀行に取り扱わせる事務の範囲を定める省令は、この命令の施行後においても、なお効力を有する。

- 4 旧外資法第十三条の二に規定する株式等又は旧外資法第十三条の三に規定する対価等若しくは対価等の請求権でその取得の日がこの命令の施行の日の前であるものについては、旧施行規則第七条、第八条及び第十四条の規定は、この命令の施行後においても、なお効力を有する。
- 5 法第二十七条第一項の規定による届出の対象となる対内直接投資等（電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第四十三号。以下この項において「整備等政令」という。）第二十二條の規定による改正前の令第二条第六項第四号に掲げる事業の全部又は一部に相当する事業に係るものに限る。）を整備等政令の施行の日以後行おうとする法第二十六条第一項第一号又は第二号に規定する外国投資家は、整備等政令の施行の前においても、法第二十七条第一項並びにこの命令第三条第七項第四号及び第五号の規定の例により届け出ることができる。この場合において、当該届出を法第二十七条第一項の規定による届出とみなし、財務大臣及び事業所管大臣が当該届出を受理した日（当該日が平成二十八年三月一日以前である場合にあっては、同年三月二日）を財務大臣及び事業所管大臣が同項の規定による届出を受理した日とみなす。

附 則（昭和五十六年九月二六日総理府・大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省令第一号）

この命令は、昭和五十六年十月一日から施行する。

附 則（昭和五十九年六月一九日総理府・大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省令第一号）

この命令は、調和ある対外経済関係の形成を図るための国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律第五条の規定の施行の日（昭和五十九年七月一日）から施行する。

附 則（昭和六〇年六月二〇日総理府・大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省令第一号）

この命令は、昭和六十年七月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年一一月二〇日総理府・大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省令第二号）

この命令は、昭和六十年十二月一日から施行する。

附 則（平成元年四月六日総理府・大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年一二月二一日総理府・大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省令第一号）

この命令は、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律の施行の日（平成四年一月一日）から施行する。

附 則（平成七年七月三日総理府・大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省令第一号）

第一条 この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 次条第二項に定めるものを除き、外国為替及び外国貿易管理法（以下「法」という。）第二十七条第一項の規定によりこの命令の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた届出に係る対内直接投資等（以下「施行日前の届出に係る対内直接投資等」という。）で、施行日前に同条第二項に規定する対内直接投資等を行ってはならない期間（同条第三項又は第六項の規定により当該期間が延長された場合には、当該延長された期間）が満了したものについては、なお従前の例による。

第三条 この命令の施行の際現に法第二十七条第二項に規定する対内直接投資等を行ってはならない期間が満了していない施行日前の届出に係る対内直接投資等で、この命令による改正後の対内直接投資等に関する命令別表第一に該当するため法第二十六条第三項の規定により報告しなければならない対内直接投資等に該当するものについては、施行日の前日において当該期間が満了したものとみなして、当該届出をした外国投資家は、施行日以後当該対内直接投資等を行うことができる。この場合において、当該届出は、当該対内直接投資等が行われた日において同項本文の規定によりされた報告とみなす。

2 施行日前にされた法第二十七条第五項の規定による勧告、同条第七項の規定による通知又は同条第十項の規定による命令に係る対内直接投資等については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この命令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる取引又は行為に係るこの命令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一〇年三月一九日総理府・大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省令第一号）

（施行期日）

第一条 この命令は、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律の施行の日（平成十年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 次条第二項に定めるものを除き、この命令の施行の日（以下「施行日」という。）前に外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律による改正前の外国為替及び外国貿易管理法（以下「旧法」という。）第二十七条第一項の規定によりされた届出に係る対内直接投資等（以下「施行日前の届出に係る対内直接投資等」という。）で、施行日前に同条第二項に規定する対内直接投資等を行ってはならない期間（同条第三項又は第六項の規定により当該期間が延長された場合には、当該延長された期間）が満了したものについては、なお従前の例による。

第三条 この命令の施行の際現に旧法第二十七条第二項に規定する対内直接投資等を行ってはならない期間が満了していない施行日前の届出に係る対内直接投資等で、この命令による改正後の対内直接投資等に関する命令（以下「新令」という。）第三条第三項に規定する大蔵大臣及び事業所管大臣が定める業種又は同条第四項に規定する別表第一に掲げる国に該当するため外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律による改正後の外国為替及び外国貿易法（以下「新法」という。）第五十五条の五第一項の規定により報告しなければならない対内直接投資等に該当するものについては、施行日の前日において当該期間が満了したものとみなして、当該届出をした外国投資家は、施行日以後当該対内直接投資等を行うことができる。この場合において、当該届出は、当該対内直接投資等が行われた日において同項本文の規定によりされた報告とみなす。

2 施行日前にされた旧法第二十七条第五項の規定による勧告、同条第七項の規定による通知又は同条第十項の規定による命令に係る対内直接投資等については、なお従前の例による。

第四条 新令第三条第二項第三号及び第四号の規定は、施行日以後にする新法第二十六条第二項第四号に規定する会社の事業目的の実質的な変更に関し行う同意及び同項第五号に規定する本邦にある支店等の種類又は事業目的の実質的な変更（以下この条において「会社の事業目的の実質的な変更に関し行う同意等」という。）について適用し、同日前にした会社の事業目的の実質的な変更に関し行う同意等については、なお従前の例による。

第五条 この命令の別紙様式第一から第二十二までによる届出書等については、当分の間、この命令による改正前の対内直接投資等に関する命令の別紙様式第八から第十五まで、第十七、第十八、第一から第七まで、第十六、第十九から第二十二までによる届出書等を取り繕い使用することができる。

（罰則に関する経過措置）

第六条 この命令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの命令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一二年五月二三日総理府・大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省令第一号）

（施行期日）

第一条 この命令は、公布の日から施行する。ただし、別表第一に第百五十九号を加える改正規定は、投資の促進及び保護に関する日本政府とロシア連邦政府との間の協定が日本国について効力を生ずる日（平成十二年五月二十七日）から施行する。

（経過措置）

第二条 次条第二項に定めるものを除き、外国為替及び外国貿易法（以下「法」という。）第二十七条第一項の規定によりこの命令の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた届出に係る対内直接投資等（以下「施行日前の届出に係る対内直接投資等」という。）で、施行日前に同条第二項に規定する対内直接投資等を行ってはならない期間（同条第三項又は第六項の規定により当該期間が延長された場合には、当該延長された期間）が満了したものについては、なお従前の例による。

第三条 この命令の施行の際現に法第二十七条第二項に規定する対内直接投資等を行ってはならない期間が満了していない施行日前の届出に係る対内直接投資等で、この命令による改正後の対内直接投資等に関する命令別表第一に掲げる国に該当するため法第五十五条の五第一項の規定により報告しなければならない対内直接投資等に該当するものについては、施行日の前日において当該期間が満了したものとみなして、当該届出をした外国投資家は、施行日以後当該対内直接投資等を行うことができる。この場合において、当該届出は、当該対内直接投資等が行われた日において同項本文の規定によりされた報告とみなす。

2 施行日前にされた法第二十七条第五項の規定による勧告、同条第七項の規定による通知又は同条第十項の規定による命令に係る対内直接投資等については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この命令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの命令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一二年八月二日総理府・大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省令第二号）

1 この命令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

2 この命令の別紙様式第一から第七まで及び第九による届出書については、当分の間、この命令による改正前の別紙様式第一から第七まで及び第九による届出書を取り繕い使用することができる。

附 則（平成一二年一二月一日総理府・大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省令第三号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一三年三月二八日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一三年一二月二日総理府・大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省令第二号）

（施行期日）

第一条 この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 次条第二項に定めるものを除き、外国為替及び外国貿易法（以下「法」という。）第二十七条第一項の規定によりこの命令の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた届出に係る対内直接投資等（以下「施行日前の届出に係る対内直接投資等」という。）で、施行日前に同条第二項に規定する対内直接投資等を行ってはならない期間（同条第三項又は第六項の規定により当該期間が延長された場合には、当該延長された期間）が満了したものについては、なお従前の例による。

第三条 この命令の施行の際現に法第二十七条第二項に規定する対内直接投資等を行ってはならない期間が満了していない施行日前の届出に係る対内直接投資等で、この命令による改正後の対内直接投資等に関する命令別表第一に掲げる国に該当するため法第五十五条の五第一項の規定により報告しなければならない対内直接投資等に該当するものについては、施行日の前日において当該期間が満了したものとみなして、当該届出をした外国投資家は、施行日以後当該対内直接投資等を行うことができる。この場合において、当該届出は、当該対内直接投資等が行われた日において同項本文の規定によりされた報告とみなす。

2 施行日前にされた法第二十七条第五項の規定による勧告、同条第七項の規定による通知又は同条第十項の規定による命令に係る対内直接投資等については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この命令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの命令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一四年三月二八日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

1 この命令は、平成十四年四月一日から施行する。

2 この命令の別紙様式第七及び第十七による届出書等については、当分の間、この命令による改正前の別紙様式第七及び第十七による届出書等を取り繕い使用することができる。

附 則（平成一五年三月二七日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）

(施行期日)

第一条 この命令は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、別紙様式第七及び第十七の改正規定中「転換社債及び新株引受権付社債」を「新株予約権付社債等」に改正する部分については、平成十七年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この命令による改正後の別紙様式第一から第三まで、別紙様式第六及び第七、別紙様式第九、別紙様式第十一から第十三まで、別紙様式第十六から第十八まで及び別紙様式第二十による届出書等については、当分の間、この命令による改正前の別紙様式による届出書等を取り繕い使用することができる。

附 則 (平成一六年三月一九日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号)

この命令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年四月二八日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号)

この命令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。

附 則 (平成一九年八月九日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号)

この命令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成一九年九月七日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号) 抄

(施行期日)

第一条 この命令は、平成十九年九月二十八日から施行する。

附 則 (平成二一年六月三日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号)

(施行期日)

第一条 この命令は、平成二十一年六月二十三日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 次条に定めるものを除き、改正後の対内直接投資等に関する命令(以下「新令」という。)の規定は、この命令の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後にする外国為替及び外国貿易法第二十七条第一項の規定による届出及び同法第五十五条の五第一項の規定による報告に係る同法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等並びに対内直接投資等に関する政令(以下この条において「令」という。)第六条の五第二項の規定による報告に係る新令第七条第一項各号に掲げる行為について適用し、施行日前にした当該対内直接投資等及び令第六条の五第二項の規定による報告に係る改正前の対内直接投資等に関する命令(附則第四条において「旧令」という。)第七条第一項各号に掲げる行為については、なお従前の例による。

第三条 対内直接投資等に関する政令の一部を改正する政令(平成二十一年政令第四百四十六号)附則第三条第一項の規定による届出が行われる場合における当該届出に関する事項については、新令の規定の例による。

第四条 新令別紙様式第四及び第五による届出書については、当分の間、旧令別紙様式第四及び第五による届出書を取り繕い使用することができる。

第五条 この命令の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの命令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二二年三月一日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号) 抄

(施行期日)

第一条 この命令は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この命令による改正後の対内直接投資等に関する命令別紙様式第一、第二、第六及び第七による届出書については、当分の間、この命令による改正前の対内直接投資等に関する命令別紙様式第一、第二、第六及び第七による届出書を取り繕い使用することができる。

附 則 (平成二二年八月三日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号)

(施行期日)

第一条 この命令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この命令の規定は、この命令の施行の日以後にする外国為替及び外国貿易法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等について適用し、同日前にした対内直接投資等については、なお従前の例による。

第三条 この命令の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの命令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四条 この命令による改正後の別紙様式第一及び第二による届出書については、当分の間、この命令による改正前の別紙様式第一及び第二による届出書を取り繕い使用することができる。

附 則 (平成二六年八月二〇日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号) 抄

(施行期日)

第一条 この命令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この命令の施行の日以前にした外国為替及び外国貿易法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等については、なお従前の例による。

第三条 この命令の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの命令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四条 この命令による改正後の別紙様式第十一及び第十九による報告書については、当分の間、この命令による改正前の別紙様式第十一及び第十九による報告書を取り繕い使用することができる。

附 則（平成二七年五月二九日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年二月一七日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）

この命令は、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の公布の日（平成二十八年二月十七日）から施行する。

附 則（平成二九年七月一四日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号）

（施行期日）

1 この命令は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年十月一日）から施行する。

（経過措置）

2 この命令による改正後の対内直接投資等に関する命令別紙様式第一から別紙様式第七までによる届出書及び別紙様式第十一による報告書については、当分の間、この命令による改正前の対内直接投資等に関する命令別紙様式第一から別紙様式第七までによる届出書及び別紙様式第十一による報告書を取り繕い使用することができる。

附 則（令和元年六月二四日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）

（施行期日）

1 この命令は、令和元年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この命令の施行の際、現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（令和元年九月二六日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第五号）

（施行期日）

第一条 この命令は、令和元年十月二十六日から施行する。ただし、附則第三条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 改正後の対内直接投資等に関する命令（以下「新命令」という。）第二条第五項各号、第三条第三項第一号、第五号から第七号まで及び第九号から第十七号まで並びに第八項第一号及び第八号から第十号まで、第六条の二第一項第一号及び第五号から第七号まで並びに第七条第一項第一号及び第四号、第二項並びに第三項の規定は、新命令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に行う外国為替及び外国貿易法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等（以下この条において「対内直接投資等」という。）及び新命令第七条第一項各号に掲げる行為について適用し、施行日前行った対内直接投資等及び改正前の対内直接投資等に関する命令（附則第四条において「旧命令」という。）第七条第一項各号に掲げる行為については、なお従前の例による。

第三条 対内直接投資等に関する政令の一部を改正する政令（令和元年政令第百十一号）附則第三条第一項の規定による届出が行われる場合における当該届出に関する事項については、新命令の規定の例による。

第四条 新命令別紙様式第一による届出書並びに新命令別紙様式第十一及び別紙様式第十九による報告書については、当分の間、旧命令別紙様式第一による届出書並びに旧命令別紙様式第十一及び別紙様式第十九による報告書を取り繕い使用することができる。

第五条 新命令（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における新命令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和二年四月三〇日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）

（施行期日）

第一条 この命令は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年五月八日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この命令による改正後の対内直接投資等に関する命令（以下「新命令」という。）第三条第二項及び第四項、第四条第一項及び第三項、第六条の二並びに第七条第一項から第四項までの規定は、この命令の施行の日（附則第五条において「施行日」という。）から起算して三十日を経過した日以後に行う改正法による改正後の外国為替及び外国貿易法（以下この条及び次条において「新法」という。）第二十七条第一項に規定する対内直接投資等（以下この条において「対内直接投資等」という。）若しくは特定組合等（新法第二十六条第一項第四号に規定する「特定組合等」をいう。以下この条及び次条において同じ。）が行う新法第二十七条第一項に規定する対内直接投資等に相当するもの（以下この条において「対内直接投資等に相当するもの」という。）又は新法第二十八条第一項に規定する特定取得（以下この条及び次条において「特定取得」という。）若しくは特定組合等が行う特定取得に相当するもの（以下この条において「特定取得に相当するもの」という。）について、それぞれ適用し、同日前行った対内直接投資等若しくは対内直接投資等に相当するもの又は特定取得若しくは特定取得に相当するものについては、なお従前の例による。ただし、提出すべき通数については、新命令の定めるところによる。

第三条 新法第二十六条第一項第四号に規定する組合等（特定組合等を除く。以下この条において同じ。）の組合員（同号に規定する特定組合類似団体にあつては、その構成員。以下この条において同じ。）が、改正法による改正前の外国為替及び外国貿易法（以下この条において「旧法」という。）第二十七条第一項又は第二十八条第一項の規定によりした届出に係る組合等が行う旧法第二十七条第一項に規定する対内直接投資等に相当するものに伴って行われる当該組合等の組合員が行った旧法第二十六条第二項第一号、第三号若しくは第六号若しくは対内直接投資等に関する政令等の一部を改正する政令（附則第五条において「改正令」という。）による改正前の対内直接投資等に関する政令第二条第九項第一号から第五号まで若しくは第七号に掲げる行為又は旧法第二十八条第一項に規定する特定取得に相当するものに伴って行われる当該組合等の組合員が行った特定取得については、前条の規定にかかわらず、改正前の対内直接投資等に関する命令（次条及び附則第五条において「旧命令」という。）第七条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる行為に係る同項の規定に基づく報告書の提出を要しない。

第四条 新命令別紙様式第一から第三まで、第四から第六まで及び第七から第七の四までによる届出書並びに新命令別紙様式第十一、第十二、第十六、第十七から第十九まで及び第二十から第二十二の二までによる報告書については、当分の間、旧命令別紙様式第一から第七の四までによる届出書及び旧命令別紙様式第十一から第二十二の二までによる報告書を取り繕い使用することができる。

第五条 改正法附則第三条第一項、改正令附則第四条及び附則第五条並びにこの命令附則第二条の規定によりなお従前の例によるとされる場合における旧命令第六条の二各号に掲げる行為に係る同項の規定に基づく報告及び旧命令第七条第一項各号に掲げる行為に係る同項の規定に基づく報告については、施行日以後、新命令別紙様式第十一、第十二、第十六、第十七から第十七の四まで、第十九、第二十、第二十二及び第二十二の二による報告書を使用することができる。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この命令の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの命令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和二年一〇月三〇日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第五号)

(施行期日)

第一条 この命令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この命令の施行の際現に存する第一条の規定による改正前の対内直接投資等に関する命令別紙様式第一から第十二まで及び別紙様式第十六から第二十二の三までによる用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 (令和二年一二月二五日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第六号)

(施行期日)

第一条 この命令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この命令の施行の際現に存する第一条の規定による改正前の対内直接投資等に関する命令別紙様式第一から第七の四まで及び別紙様式第九による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 (令和四年五月九日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第三号)

(施行期日)

1 この命令は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行の日(令和四年五月十日)から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の対内直接投資等に関する命令別紙様式第一、第二、第六及び第七の様式による届出書については、当分の間、同条の規定による改正前の対内直接投資等に関する命令別紙様式第一、第二、第六及び第七の様式による届出書を取り繕い使用することができる。

附 則 (令和五年五月二六日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第三号)

(施行期日)

1 この命令は、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(令和五年六月一日)から施行する。

(経過措置)

2 この命令による改正後の対内直接投資等に関する命令別紙様式第一、第二、第六及び第七の様式による届出書については、当分の間、この命令による改正前の対内直接投資等に関する命令別紙様式第一、第二、第六及び第七の様式による届出書を取り繕い使用することができる。

附 則 (令和六年三月二七日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号)

(施行期日)

1 この命令は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この命令の施行の日前に金融商品取引法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)第一条の規定による改正前の金融商品取引法(昭和三十二年法律第二十五号)第二十四条の四の七第一項又は第二項の規定により提出された四半期報告書(同条第一項に規定する四半期報告書をいう。以下同じ。)及び改正法附則第二条第一項の規定により同日以後に提出される四半期報告書に係るこの命令による改正後の本則各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例による。

別表第一(第三条関係)

- 一 アイスランド
- 二 アイルランド
- 二の二 アフガニスタン
- 三 アメリカ合衆国
- 四 アラブ首長国連邦
- 五 アルジェリア
- 六 アルゼンチン
- 七 アルバニア
- 七の二 アルメニア
- 八 アンゴラ
- 九 アンティグア・バーブーダ
- 一〇 イスラエル
- 一一 イタリア
- 一二 イラン
- 一三 インド
- 一四 インドネシア
- 一五 ウガンダ
- 一五の二 ウクライナ
- 一六 ウルグアイ

-
- 一七 英国
 - 一八 エクアドル
 - 一九 エジプト
 - 二〇 エストニア
 - 二〇の二 エスワティニ
 - 二一 エチオピア
 - 二二 エルサルバドル
 - 二三 オーストラリア
 - 二四 オーストリア
 - 二五 オマーン
 - 二六 オランダ
 - 二七 ガーナ
 - 二七の二 カーボベルデ
 - 二八 ガイアナ
 - 二八の二 カザフスタン
 - 二九 カタール
 - 三〇 カナダ
 - 三一 ガボン
 - 三二 カメルーン
 - 三三 ガンビア
 - 三四 カンボジア
 - 三五 ギニア
 - 三六 ギニアビサウ
 - 三七 キプロス
 - 三八 キューバ
 - 三九 ギリシャ
 - 四〇 キルギス
 - 四一 グアテマラ
 - 四二 クウェート
 - 四三 削除
 - 四四 グレナダ
 - 四五 クロアチア
 - 四六 ケニア
 - 四七 コートジボワール
 - 四八 コスタリカ
 - 四九 コロンビア
 - 五〇 コンゴ共和国
 - 五一 コンゴ民主共和国
 - 五二 サウジアラビア
 - 五三 サモア
 - 五四 ザンビア
 - 五五 シエラレオネ
 - 五六 ジブチ
 - 五七 ジャマイカ
 - 五七の二 ジョージア
 - 五八 シリア
 - 五九 シンガポール
 - 六〇 ジンバブエ
 - 六一 スイス
 - 六二 スウェーデン
 - 六三 スーダン
 - 六四 スペイン
 - 六五 スリナム
 - 六六 スリランカ
 - 六七 スロバキア
 - 六八 スロベニア
 - 六九 セーシェル
 - 七〇 セネガル
 - 七一 セントクリストファー・ネイビス
 - 七二 セントビンセント
 - 七三 セントルシア
 - 七四 ソロモン
 - 七五 タイ
 - 七六 大韓民国
 - 七七 台湾
 - 七七の二 タジキスタン
 - 七八 タンザニア
-

-
- 七九 チェコ
 - 八〇 チャド
 - 八一 中央アフリカ
 - 八二 中華人民共和国
 - 八三 チュニジア
 - 八四 チリ
 - 八五 デンマーク
 - 八六 ドイツ
 - 八七 トーゴ
 - 八八 ドミニカ
 - 八九 ドミニカ共和国
 - 九〇 トリニダード・トバゴ
 - 九一 トルコ
 - 九一の二 トンガ
 - 九二 ナイジェリア
 - 九三 ナウル
 - 九四 ナミビア
 - 九五 ニカラグア
 - 九六 ニジェール
 - 九七 ニュージーランド
 - 九八 ネパール
 - 九九 ノルウェー
 - 一〇〇 バーレーン
 - 一〇一 ハイチ
 - 一〇二 パキスタン
 - 一〇三 パナマ
 - 一〇四 バヌアツ
 - 一〇五 バハマ
 - 一〇六 パプアニューギニア
 - 一〇七 パラグアイ
 - 一〇八 バルバドス
 - 一〇九 ハンガリー
 - 一一〇 バングラデシュ
 - 一一一 フィジー
 - 一一二 フィリピン
 - 一一三 フィンランド
 - 一一四 ブータン
 - 一一五 ブラジル
 - 一一六 フランス
 - 一一七 ブルガリア
 - 一一八 ブルキナファソ
 - 一一九 ブルネイ
 - 一二〇 ブルンジ
 - 一二一 ベトナム
 - 一二二 ベナン
 - 一二三 ベネズエラ
 - 一二四 ベリーズ
 - 一二五 ペルー
 - 一二六 ベルギー
 - 一二七 ポーランド
 - 一二八 ボツワナ
 - 一二九 ボリビア
 - 一三〇 ポルトガル
 - 一三一 香港
 - 一三二 ホンジュラス
 - 一三三 マーシャル
 - 一三四 マカオ
 - 一三五 北マケドニア
 - 一三六 マダガスカル
 - 一三七 マラウイ
 - 一三八 マリ
 - 一三九 マルタ
 - 一四〇 マレーシア
 - 一四一 ミクロネシア
 - 一四二 南アフリカ共和国
 - 一四三 ミャンマー
 - 一四四 メキシコ
-

- 一四五 モーリシャス
- 一四六 モーリタニア
- 一四七 モザンビーク
- 一四八 モナコ
- 一四九 モルディブ
- 一五〇 モルドバ
- 一五一 モロッコ
- 一五二 モンゴル
- 一五二の二 モンテネグロ
- 一五三 ヨルダン
- 一五四 ラオス
- 一五五 ラトビア
- 一五六 リトアニア
- 一五七 リヒテンシュタイン
- 一五七の二 リベリア
- 一五八 ルーマニア
- 一五九 ルクセンブルク
- 一六〇 ルワンダ
- 一六一 レソト
- 一六二 レバノン
- 一六三 ロシア

別表第二（第五条関係）

	技術
一	航空機に関する技術であつて、次のいずれかに該当するもの イ 航空機の設計、製造又は使用に関するもの ロ 航空機の部分品若しくは付属装置の設計、製造又は使用に関するもの
二	武器に関する技術であつて、次のいずれかに該当するもの イ 武器の設計、製造又は使用に関するもの ロ 武器の部分品若しくは付属品の設計、製造又は使用に関するもの ハ 軍事用電子機器の製造に関するもの
三	火薬類の製造に関する技術
四	原子力に関する技術であつて、次のいずれかに該当するもの イ 原子炉（核融合炉を含む。以下同じ。）若しくはその部分品、付属装置若しくは構成材又は原子力用タービン若しくは原子力用発電機の設計、製造又は使用に関するもの ロ 核燃料の設計、製造、使用若しくは再処理又はこれらに用いる装置の設計若しくは製造に関するもの ハ 放射線発生装置の設計、製造若しくは利用又は放射性物質の利用、処理若しくはこれらに用いる装置の設計若しくは製造に関するもの ニ 原子炉によらない核反応の利用に関するもの
五	宇宙開発に関する技術であつて、次のいずれかに該当するもの イ 宇宙飛しよう体（気象観測用ロケットを除く。以下同じ。）若しくは宇宙飛しよう体の打上げ、誘導制御、追跡若しくは利用のために特に設計された装置又はこれらの部分品、付属装置若しくは材料の設計、製造又は使用に関するもの ロ 宇宙飛しよう体の開発のために特に設計された試験装置又はその部分品、付属装置若しくは材料の設計、製造又は使用に関するもの ハ 宇宙飛しよう体の推力源の設計、製造又は使用に関するもの

別表第三（第六条の二関係）

	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一	法第二十六条第二項第一号に規定する会社の株式又は持分の取得	外国投資家	第三条第三項に規定する財務大臣及び第十一 び事業所管大臣が 定める業種（以下 この表において 「対象業種」とい う。）以外の業種	別紙様式 第十一
二			対象業種であつて、 第三条の二第三項 に規定する財務大 臣及び事業所管大 臣が定める業種以 外の業種	別紙様式 第十一の 二
三	法第二十六条第二項第三号に規定する上場会社等の株式の取得若しくは同項第四 号に規定する上場会社等の議決権の取得又は令第二条第十六項第三号に規定する 株式への一任運用若しくは同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得（当該 取得又は株式への一任運用をしたもの（以下この表において「取得者等」とい う。）が所有する当該上場会社等の実質株式及び当該取得者等がする株式への一任運 用の対象とされる当該上場会社等の株式（以下この表において「実質所有等株式」 の数及び当該取得者等を令第二条第十九項の株式取得者等とした場合にて「許認可等金融機関 同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等（以	外国投資家で令第三条の 二第二項第三号イに規定 する第一種金融商品取引 業を行うもの及び第三条 の二第四項各号に掲げる もの（以下この表におい て「許認可等金融機関 同項各号に掲げるものに 該当することとなる非居 住者である個人又は法人 等（以	対象業種	別紙様式 第十一の 二

	下この表において「取得者等の密接関係者」という。)の実質所有等株式の数を合計した純株式数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合又は当該取得者等の実質保有等議決権の数及び当該取得者等の密接関係者の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合(以下この表において「取得者等の所有等割合」という。)が百分の一未満から百分の一以上百分の三未満となる場合に限る。)	の二第一項の規定により財務大臣が国の安全等に係る対内直接投資等を行うおそれが大きい外国投資家に該当しないものとして認めたもののうち特におそれが大きくないと確認されたもの(以下この表において「特定国有企業等」という。)並びに過去にこの項に基づく同一の上場会社等に係る対内直接投資等の報告をしたもの以外のもの		
四	法第二十六条第二項第三号に規定する上場会社等の株式の取得若しくは同項第四号に規定する上場会社等の議決権の取得又は令第二条第十六項第三号に規定する株式への一任運用若しくは同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得(取得者等の所有等割合が百分の三未満から百分の三以上百分の十未満となる場合に限る。)	外国投資家で許認可等金融機関等、特定国有企業等及び過去にこの項に基づく同一の上場会社等に係る対内直接投資等の報告をしたもの以外のもの	対象業種	別紙様式第十一の二
五	法第二十六条第二項第三号に規定する上場会社等の株式の取得若しくは同項第四号に規定する上場会社等の議決権の取得又は令第二条第十六項第三号に規定する株式への一任運用若しくは同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得(取得者等の所有等割合が百分の十以上となる場合に限る。)	外国投資家	対象業種以外の業種	別紙様式第十一
六	法第二十六条第二項第三号に規定する上場会社等の株式の取得若しくは同項第四号に規定する上場会社等の議決権の取得若しくは令第二条第十六項第三号に規定する株式への一任運用若しくは同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得(取得者等の所有等割合が百分の十以上となる場合に限る。)又は同項第七号に規定する共同議決権行使同意取得(第三条の二第二項各号に掲げる事項に係る議案に係るものを除く。)	外国投資家	対象業種	別紙様式第十一の二
七	法第二十六条第二項第三号に規定する上場会社等の株式の取得若しくは同項第四号に規定する上場会社等の議決権の取得又は令第二条第十六項第三号に規定する株式への一任運用若しくは同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得(取得者等の所有等割合が財務大臣が特に認めた割合(以下この項において「特定割合」という。)未満から特定割合以上百分の十未満となる場合に限る。)	特定国有企業等	対象業種	財務大臣が指定する様式
八	令第二条第十六項第二号に規定する出資証券の取得	外国投資家	対象業種以外の業種	別紙様式第十一
九	法第二十六条第二項第二号に規定する会社の株式又は持分の譲渡	外国投資家	対象業種以外の業種	別紙様式第十二
十	法第二十六条第二項第七号に規定する金銭の貸付け	外国投資家	対象業種以外の業種	別紙様式第十六
十一	法第二十六条第二項第八号に規定する事業の譲受け、吸収分割及び合併による事業の承継	外国投資家	対象業種以外の業種	別紙様式第十六の二
十二	令第二条第十六項第一号に規定する社債の取得	外国投資家	対象業種以外の業種	別紙様式第十七
十三	令第二条第十六項第四号に規定する議決権代理行使受任	外国投資家	対象業種以外の業種	別紙様式第十七の二
十四	令第二条第十六項第六号に規定する議決権代理行使委任	外国投資家	対象業種以外の業種	別紙様式第十七の三
十五	令第二条第十六項第七号に規定する共同議決権行使同意取得	外国投資家	対象業種以外の業種	別紙様式第十七の四
十六	法第二十六条第三項に規定する特定取得	外国投資家	第四条第二項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種であつて、第四条の三第一項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種以外の業種	別紙様式第十一の二

別紙様式第一

(略)

別紙様式第二

(略)

別紙様式第三 (令2 内府総省財文科厚労農水経産国交環省令6・全改)

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

会社の事業目的の変更に関する届出書
年 月 日

(宛先)

- 財務大臣及び事業所管大臣 殿
うち、事前届出業種を所管する大臣
 内閣総理大臣 (警察庁)
 内閣総理大臣 (金融庁)
 総務大臣
 厚生労働大臣
 農林水産大臣
 経済産業大臣
 国土交通大臣 殿
(日本銀行経由)

届出者	氏名又は名称及び代表者の氏名		
	住所又は主たる事務所の所在地		国番号又は設立国
	職業又は営んでいる事業の内容		
	ウェブページのリンク		
届出者となる法的根拠 (該当分に○)	イ 非居住者個人 ロ 外国法人等 ハイ及びロが直接間接に議決権の50%以上を保有している会社 ニ 特定組合等 ホ イが役員を占める本邦法人等 ヘ イへのため認可するもの		
代理人	氏名又は名称及び代表者の氏名		
	住所又は主たる事務所の所在地		
	事務上の連絡先 (担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス)		

下記のとおり届出します。

発行会社	(1) 名 称		
	(2) 本店の所在地		
	(3) 資 本 金	円 (議決権の総数 個)	
	(4) 事前届出業種に該当する理由		

(5) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項			
2 行使する発行会社の議決権の数量等	数量 (届出時)	個 (個)	
	議決権の総数に占める割合 (届出時)	% (%)	
3 同意の内容	変更前	変更後	
4 同意の時期			
5 同意目的等	(1) 同意目的		
	(2) 同意に伴う経営関与の方法		
	(3) 同意後の事業対 照		
	(4) 事前届出業種に該当する事業の取扱い		
6 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの	氏名又は名称及び代表者の氏名		
	住所又は主たる事務所の所在地		
	国籍又は設立国		
	職業又は営んでいる事業の内容		
	ウェブページのリンク		
	国有企業等との関係		
	資本金		
届出者との関係			

7 届出時に届出者と特別の 関係にあるものが保有等 をする同一発行会社の議決 権の数量等	氏名又は名称及び 代表者の氏名	
	住所又は主たる 事務所の所在地	
	国籍又は設立国	
	職業又は営んでいる 事業の内容	
	ウェブページのリンク	
	届出者との関係	
	数 量	議決権 個
議 決 権 比 率	%	
8 その他の事項		

届出受理年月日 及び受理番号	
-------------------	--

(記入要領)

- 本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第2条第9号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第3条第4項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第3条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第1及び別表第2に掲げる業種又は別表第1から別表第3までのいずれにも掲げられていない業種をいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣を明記すること。
- 「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はありがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 「届出者」欄中「国籍又は設立国」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。
- 「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。「6 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「7 届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。
- 「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名

- 又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「8 その他の事項」欄に記入すること。
- 7 「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 8 「1 発行会社」欄中「(4) 事前届出業種に該当する理由」欄には、事前届出業種を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第3条の2第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。
- 9 「1 発行会社」欄中「(5) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等を発行会社とした場合に「1 発行会社」欄中「(1) 名称」欄から「(4) 事前届出業種に該当する理由」欄に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。
- 10 「2 行使する発行会社の議決権の数等」欄において、本届出の対象となる同意時点において行使する発行会社の議決権の数及び議決権の総数に占める割合を記載すること。本届出書受理日において確定していない場合には、その見込まれる最大の値を記載することができる。その場合、記入した値の後ろに「(最大)」と記載すること。また、本届出書受理日において届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第2条第4項第2号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数及び当該実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合を併記すること。本届出書受理日において届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権の数及び当該実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合と本届出の対象となる同意時点において行使する発行会社の議決権の数及び議決権の総数に占める割合が異なる場合には、「8 その他の事項」欄に異なる理由を記載すること。
- 11 「3 同意の内容」欄中「変更前」欄には、現行定款上の事業目的を、「変更後」欄には、変更後の定款案を記入するとともに、変更箇所を下線を付すこと。また、本届出の対象となる会社に関して過去に対内直接投資等に関する命令による届出書を提出している場合には、当該届出書の届出受理年月日及び受理番号も「変更前」欄に記入すること。
- 12 「4 同意の時期」欄について、本届出書受理日において、同意の時期が確定していない場合「届出受理日から6か月以内」と記載することができる。その場合、本届出書受理日における同意の予定日を併記すること（未定であれば、その旨明記すること）。
- 13 「5 同意目的等」欄中「(1) 同意目的」欄には、「経営関与」等の同意の目的を記入すること。「(2) 同意に伴う経営関与の方法」欄には、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法を記入すること。「(3) 同意後の事業計画」欄には、同意後に発行会社の事業計画に影響を与えることを予定している場合、当該内容を記入すること。「(4) 事前届出業種に該当する事業の取扱い」欄には、同意後の事前届出業種に該当する事業の取扱いに関する事項を記入すること。なお、(2)から(4)までの欄は、「資産運用」及び「関係会社の設立又は資金調達の支援」の場合は記入を要しない。
- 14 「6 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の4の4第4項第5号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、届出者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。また、届出者が特定組合等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第1項第4号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、その財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であつて、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。
- 15 「8 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第8条の2第1項第3号から第5号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。
- 16 「6 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄及び「7 届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数等」欄中「届出者との

関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

- 17 「7 届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「数量」欄及び「議決権比率」欄については、届出者と特別の関係にあるもの（令第2条第19項第1号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第1項第2号から第5号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。
 - 18 届出者が発行会社の株式又は持分のすべてを所有している場合には、「8 その他の事項」欄にその旨を記入すること。
 - 19 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。
- （日本産業規格A4）

別紙様式第三の二 (令2内府総省財文科厚勞農水経産国土環省令6・全改)

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

取締役又は監査役の選任に係る議案に関して行う同意に関する届出書
年 月 日

(宛先)

- 財務大臣及び事業所管大臣 殿
うち、事前届出業種を所管する大臣
内閣総理大臣 (警察庁)
内閣総理大臣 (金融庁)
総務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣 殿
(日本銀行経由)

届出者	氏名又は名称及び代表者の氏名		
	住所又は主たる事務所の所在地		国籍又は設立国
	職業又は営んでいる事業の内容		
	ウェブページのリンク		
届出者となる法的機體 (該当分○)	イ 非居住者個人 ロ 外国法人等 ハ イ及びロが連続的・間断的・間断的の50%以上を保有している会社 ニ 特定組合等 ホ イが役員の時半数を占める本邦法人等 ヘ イへのために関連するもの		
代理人	氏名又は名称及び代表者の氏名		
	住所又は主たる事務所の所在地		
	事務上の連絡先 (担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス)		

下記のとおり届出します。

1 発行会社	(1) 名 称	
	(2) 本店の所在地	
	(3) 定款上の事業目的	
	(4) 資 本 金	円 (議決権の総数 個)
	(5) 事前届出業種に該当する理由	

	(6) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項		
2	行使する発行会社の議決権の数量等	数量 (届出時) 議決権の総数に占める割合 (届出時)	個 (個) % (%)
3	同意の時期		
	(1) 取締役又は監査役の別	イ 取締役	ロ 監査役
	(2) 自己提案又は他者提案の別	イ 自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る同意	ロ イ以外の議案に係る同意
	(3) 候補者の氏名、住所及び国籍		
4	(4) 候補者の任期		
同意目的等	(5) 候補者の経歴及び現職		
	(6) 届出者と候補者の関係		
	(7) 候補者の選任に係る議案に同意する目的		
	(8) 本届出書において届ける同意に関する届出者と発行会社との連絡状況の有無	イ あり ()	ロ なし
	(9) 事前届出業種に属する事業への関与方針		
5	届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍又は設立国	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	

	国有企業等との関係		
	届出者との関係		
6 届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名		
	住所又は主たる事務所の所在地		
	国籍又は設立国		
	職業又は営んでいる事業の内容		
	ウェブページのリンク		
	届出者との関係		
	数 量	議決権 個	
	議決権比率	%	
	7 事前届出免除制度による発行会社の株式等の取得の有無（該当分に○）	イ あり（ ） ロ なし	
	8 その他の事項		

届出受理年月日	
及び受理番号	

（記入要領）

- 1 本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第3条第4項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第3条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第1及び別表第2に掲げる業種又は別表第1から別表第3までのいずれにも掲げられていない業種をいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣を明記すること。
- 2 「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 3 「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

- 4 「届出者」欄中「国籍又は設立国」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。
- 5 「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先 URL を記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。「5 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「6 届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等を同一発行会社の議決権の数量等」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。
- 6 「届出者」欄中「届出者となる法的扱換」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「8 その他の事項」欄に記入すること。
- 7 「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 8 「1 発行会社」欄中「(5) 事前届出業種に該当する理由」欄には、事前届出業種を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第3条の2第3項の規定に基づき附随大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。
- 9 「1 発行会社」欄中「(6) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等を発行会社とした場合に「1 発行会社」欄中「(1) 名称」欄から「(5) 事前届出業種に該当する理由」欄（「(3) 定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。
- 10 「2 行使する発行会社の議決権の数量等」欄において、本届出の対象となる同意時点において行使する発行会社の議決権の数量及び議決権の総数に占める割合を記載すること。本届出書受理日において確定していない場合には、その見込まれる最大の値を記載することができる。その場合、記入した値の後ろに「(最大)」と記載すること。また、本届出書受理日において届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第2条第4項第2号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数及び当該実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合を併記すること。本届出書受理日において届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権の数及び当該実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合と本届出の対象となる同意時点において行使する発行会社の議決権の数量及び議決権の総数に占める割合が異なる場合には、「8 その他の事項」欄に異なる理由を記載すること。
- 11 「8 同意の時期」欄について、本届出書受理日において、同意の時期が確定していない場合「届出受理日から6か月以内」と記載することができる。その場合、本届出書受理日における同意の予定日を併記すること（未定であれば、その旨明記すること）。
- 12 「4 同意目的等」欄中「(3) 候補者の氏名、住所及び国籍」欄において、本名に代えて本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているものがある場合には、氏名に併記すること。
 「(5) 候補者の経歴及び現職」欄において、候補者が令第3条の2第1項第3号又は第4号に規定するものの役員若しくは使用人その他の従業者（以下この記入要領において「政府関係者」という。）であった場合、政府関係者であった期間及び当時の役職を明記すること。
 「(7) 候補者の選任に係る議案に同意する目的」欄において、「4 同意目的等」欄中「(2) 自己提案又は他者提案の別」欄において「イ 自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る同意」を選択した場合は、候補者として自ら又は自らの関係者（対内直接投資等に関する命令第2条第1項第2号に掲げるものをいう。）を選定した理由についても記載すること。
 「(8) 本届出書において届け出る同意に関する届出者と発行会社の間の連絡状況の有無」欄は、「4 同意目的等」欄中「(2) 自己提案又は他者提案の別」欄において「イ 自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る同意」を選択した場合に記載すること。本届出書において届け出る同意に関して届出者と発行会社の間に連絡があれば「イ あり」に印を付した上で、当該連絡の経緯及び当該同意に対する発行会社の意見について記載すること。
 「(9) 事前届出業種に属する事業への関与方針」欄は、「4 同意目的等」欄中「(1) 取締役又は監査役の別」欄において「イ 取締役」を選択した場合に記載すること。届出者が候補者を通じて発行会社の営む事前届出業種に属する事業について、どのような関与を行う予定か記載すること。

- 13 「5 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の4の4第4項第5号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、届出者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。
- また、届出者が特定組合等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第28条第1項第4号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組員（同号に規定する業務執行組員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、その財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であつて、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。
- 14 「5 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第3条の2第1項第3号から第5号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。
- 15 「6 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄及び「6 届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。
- 16 「6 届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄については、発行会社が上場会社等（法第26条第2項第1号に規定する上場会社等をいう。）である場合において記入すること。この場合において、同欄中「数量」欄及び「議決権比率」欄については、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を令第2条第19項第1号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第1項第2号から第5号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。
- 17 「7 事前届出免除制度による発行会社の株式等の取得の有無」欄について、届出者が法第27条の2第1項又は法第28条の2第1項の規定により法第27条第1項又は第28条第1項の規定による届出をせずに行つた対内直接投資等又は特定取得により取得した発行会社の株式等を保有している場合、「イ あり」を選択の上、当該対内直接投資等又は特定取得から本届出受理日の間に、財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準を定める件（告示）第2条第1号に掲げる基準又は財務大臣及び事業所管大臣が定める特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準を定める件（告示）第2条第1号に掲げる基準に反する行為を行うことを目的とすることとなつた経済状況の変化その他相当の事由を記載すること。
- 18 届出者が発行会社の株式又は持分のすべてを所有している場合には、「8 その他の事項」欄にその旨を記入すること。
- 19 候補者が発行会社の取締役又は監査役に就任した後、発行会社が営む事前届出業務に属する事業に対して影響を行使しないよう適切な措置を講じている場合におけるその内容等、審査にあたり有用な事項があれば、任意的事項として「8 その他の事項」欄に記載することができる。
- 20 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格A4）

別紙様式第三の三 (令2内府総省財文科厚労農水経産国土環省令6・全改)

振興法規：対内直接投資等
に関する命令

事業の全部の譲渡等の議案に関して行う同意に関する届出書
年 月 日

(宛先)

- 財務大臣及び事業所管大臣 殿
うち、事前届出業種を所管する大臣
内閣総理大臣 (警察庁)
内閣総理大臣 (金融庁)
総務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣 殿
 (日本銀行経由)

届出者	氏名又は名称及び代表者の氏名		
	住所又は主たる事務所の所在地		国籍又は設立国
	職業又は営んでいる事業の内容		
	ウェブページのリンク		
	届出者となる法的態様 (該当分に○)	イ 非居住者個人 ロ 外国法人等 ハ イ及びロが総対決議決権の50%以上を保有している会社 ニ 特定組合等 ホ イが役員の大半数を占める本邦法人等 ヘ イ〜ホのために同意するもの	
	代理人 氏名又は名称及び代表者の氏名		
	住所又は主たる事務所の所在地		
事務上の連絡先 (担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス)			

下記のとおり届出します。

1 発行 会社	(1) 名 称	
	(2) 本店の所在地	
	(3) 定款上の事業目的	
	(4) 資 本 金	円 (議決権の総数 個)
	(5) 事前届出業種に該当する理由	
	(6) 事前届出業種に該当する理由	

(6) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項		
2	行使する発行会社の議決権の数量等	数量 (届出時) 議決権の総数に占める割合 (届出時)
		個 (個) % (%)
3 同意の時期		
4 同意目的等	(1) 同意の対象となる議案	イ 事業の全部の譲渡 ロ 事業の一部の譲渡 ハ 子会社株式の譲渡 ニ 吸収合併 ホ 新設合併 ヘ 吸収分割 ト 新設分割 チ 現物配当 リ 事業の廃止 ヌ 会社の解散
	(2) 譲渡等の対象の事業内容	
	(3) 譲渡等の対象の事業に含まれる事前届出業種	
	(4) 譲渡等の議案に同意する理由	
	(5) 本届出書において届け出る同意に関する届出者と発行会社との連絡状況の有無	イ あり () ロ なし
	(6) 事前届出業種に該当する事業の取扱い	
6	届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの	氏名又は名称及び代表者の氏名
		住所又は主たる事務所の所在地
		国籍又は設立国
		職業又は営んでいる事業の内容
		ウェブページのリンク
		国有企業等との関係

	届出者との関係	
6 届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地	
	国籍又は設立国	
	職業又は営んでいる事業の内容	
	ウェブページのリンク	
	届出者との関係	
	数 量 議決権 個 議決権比率 %	
7 事前届出免除制度による発行会社の株式等の取得の有無（該当分に○）	イ あり（ ） ロ なし	
8 その他の事項		

届出受理年月日 及び受理番号	
-------------------	--

(記入要領)

- 1 本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第3条第4項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が管轄事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第3条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第1及び別表第2に掲げる業種又は別表第1から別表第3までのいずれにも掲げられていない業種をいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣を明記すること。
- 2 「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 3 「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 4 「届出者」欄中「国籍又は設立国」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

- 5 「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。「5 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「6 届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。
- 6 「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「8 その他の事項」欄に記入すること。
- 7 「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの欄所に「該当なし」と記入すること。
- 8 「1 発行会社」欄中「(5) 事前届出業種に該当する理由」欄には、事前届出業種を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第3条の2第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。
- 9 「1 発行会社」欄中「(6) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等を発行会社とした場合に「1 発行会社」欄中「(1) 名称」欄から「(5) 事前届出業種に該当する理由」欄（「(3) 定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。
- 10 「2 行使する発行会社の議決権の数量等」欄において、本届出の対象となる同意時点において行使する発行会社の議決権の数量及び議決権の総数に占める割合を記載すること。本届出書受理日において確定していない場合には、その見込まれる最大の値を記載することができる。その場合、記入した値の後ろに「(最大)」と記載すること。また、本届出書受理日において届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第2条第4項第2号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数及び当該実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合を併記すること。本届出書受理日において届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権の数及び当該実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合と本届出の対象となる同意時点において行使する発行会社の議決権の数量及び議決権の総数に占める割合が異なる場合には、「8 その他の事項」欄に異なる理由を記載すること。
- 11 「3 同意の時期」欄について、本届出書受理日において、同意の時期が確定していない場合「届出受理日から6か月以内」と記載することができる。その場合、本届出書受理日における同意の予定日を併記すること（未定であれば、その旨明記すること）。
- 12 「4 同意目的等」欄中「(3) 譲渡等の対象の事業に含まれる事前届出業種」欄は、「(1) 同意の対象となる議案」において「イ 事業の全部の譲渡」を選択した場合省略することができる。
 「(4) 譲渡等の議案に同意する理由」欄において、自ら又は他の株主を通じて株主総会に事業の全部の譲渡等の議案を提案した理由についても記載すること。
 「(5) 本届出書において届け出る同意に関する届出者と発行会社の間の連絡状況の有無」欄において、本届出書において届け出る同意に関して届出者と発行会社の間に連絡があれば「イ あり」に印を付した上で、当該連絡の経緯及び当該同意に対する発行会社の意見について記載すること。
 「(6) 事前届出業種に該当する事業の取扱い」欄は、届出者が本届出で届け出る同意の対象となる事業の譲渡等の譲受者となる場合に記載すること。
- 13 「5 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の4の4第4項第5号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、届出者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。
 また、届出者が特定組合等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第1項第4号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組員（同号に規定する業務執行組員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、その財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であつて、その業務を執行する構成員を

- 有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。
- 14 「5 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第3条の2第1項第3号から第5号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。
- 15 「5 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄及び「6 届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。
- 16 「6 届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄については、発行会社が上場会社等（法第26条第2項第1号に規定する上場会社等をいう。）である場合において記入すること。この場合において、同欄中「数量」欄及び「議決権比率」欄については、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を令第2条第19項第1号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第2号から第5号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。
- 17 「7 事前届出免除制度による発行会社の株式等の取得の有無」欄について、届出者が法第27条の2第1項又は法第28条の2第1項の規定により法第27条第1項又は第28条第1項の規定による届出をせずに行つた対内直接投資等又は特定取得により取得した発行会社の株式等を保有している場合、「イ あり」を選択の上、当該対内直接投資等又は特定取得から本届出受理日の間に、財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準を定める件（告示）第2条第2号に掲げる基準又は財務大臣及び事業所管大臣が定める特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準を定める件（告示）第2条第2号に掲げる基準に反する行為を行うことを目的とすることとなった経済状況の変化その他相当の事由を記載すること。
- 18 届出者が発行会社の株式又は持分のすべてを所有している場合には、「8 その他の事項」欄にその旨を記入すること。
- 19 本届出書により届け出られる事業譲渡等にあたり、外国為替及び外国貿易法以外の法令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を除く。）に基づく許可等が必要になる場合であつて、本届出書受理日において当該許可等の申請をしている時又は当該許可等を取得しているときはその旨「8 その他の事項」欄に記載すること。
- 20 本届出書により届け出られる事業譲渡等にあたり、一定期間において特定の商品又はサービスの提供を継続することを条件にしている等、審査にあたり有用な事項があれば、任意的事項として「8 その他の事項」欄に記載することができる。
- 21 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。
- （日本産業規格A4）

別紙様式第四 (令2 内府総省財文科厚労農水経産国交環省令6・全改)

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

支店等の設置に関する届出書
年 月 日

- (宛先)
 財務大臣及び事業所管大臣 殿
 うち、事前届出業種を所管する大臣
 内閣総理大臣 (警察庁)
 内閣総理大臣 (金融庁)
 総務大臣
 厚生労働大臣
 農林水産大臣
 経済産業大臣
 国土交通大臣 殿
 (日本銀行経由)

届出者	氏名又は名称及び代表者の氏名		
	住所又は主たる事務所の所在地	国籍又は	
	職業又は営んでいる事業の内容	設立国	
	ウェブページのリンク		
	届出者となる法的根拠 (該当分は○) イ 非居住者個人 ロ 外国法人等 ハ イ又はロのために支店等の設置をするもの		
代理人	氏名又は名称及び代表者の氏名		
	住所又は主たる事務所の所在地		
	事務上の連絡先 (担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス)		

下記のとおり届出します。

支店	(1) 名 称	
	(2) 所 在 地	
	(3) 種 類	
	(4) 事 業 目 的	
	(5) 事前届出業種に該当する理由	
	(6) 設 置 予 定 時 期	

等	(7) 設置しようとする理由	
	(8) 設置に伴い取得する不動産及びこれに関する権利の内容	
	(9) その他の事項	
2 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地	
	国籍	
	職業又は営んでいる事業の内容	
	ウェブページのリンク	
	国有企業等との関係	
	届出者との関係	
3 その他の事項		

届出受理年月日	
及び受理番号	

(記入要領)

- 1 本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、支店等が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第3条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第1及び別表第2に掲げる業種又は別表第1から別表第3までのいずれにも掲げられていない業種をいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣を明記すること。
- 2 「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 3 「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 4 「届出者」欄中「国籍又は設立国」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。
- 5 「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先 URL を記載すること。該当するウエ

- サイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。「2 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。
- 6 「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 7 「1 支店等」欄中「(3) 種類」には、「支店」、「工場」、「その他の事業所」の別を記入すること。
- (15) 「事前届出業種に該当する理由」欄には、事前届出業種を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第3条の2第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、支店等の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。
- (16) 「設置予定時期」欄について、本届出書受理日において、設置予定時期が確定していない場合「届出受理日から6か月以内」と記載することができる。その場合、本届出書受理日における設置の予定日を併記すること（未定であれば、その旨明記すること）。
- (18) 「設置に伴い取得する不動産及びこれに関する権利の内容」欄は、次の例にならって記入すること。
- （例：事務所 所在地〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇ビル〇階 延面積〇〇㎡を〇〇から賃借の予定、倉庫用建物 所在地〇〇市〇〇町〇〇番地 延面積〇〇㎡を〇〇から賃借の予定）
- 8 「2 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の4の4第4項第5号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、届出者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を及ぼすことができるものを記入すること。
- 9 「2 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（対内直接投資等に関する政令第3条の2第1項第3号から第5号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。
- 10 「2 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。
- 11 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格A4）

別紙様式第五 (令2 内府総省財文科厚労農水経産国交環省令6・全改)

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

種 類
支店等の 変更に関する届出書
事業目的
年 月 日

- (宛先)
財務大臣及び事業所管大臣 殿
うち、事前届出業種を所管する大臣
内閣総理大臣 (警察庁)
内閣総理大臣 (金融庁)
総務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣 殿
(日本銀行経由)

届	氏名又は名称及び代表者の氏名		
	住所又は主たる事務所の所在地	国種又は設立国	
出	職業又は営んでいる事業の内容		
	ウェブページのリンク		
者	届出者となる法的根拠 (該当分に○)	イ 非居住者個人 ロ 外国法人等 ハ イ又はロのために当該等の種類又は事業目的の変更をするもの	
	代理人 氏名又は名称及び代表者の氏名		
	住所又は主たる事務所の所在地		
	事務上の連絡先 (担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス)		

下記のとおり届出します。

支	(1) 名 称		
	(2) 所 在 地		
	(3) 設置の届出受理年月日及び受理番号		
	(4) 設 置 年 月 日		
	(5) 種 類	変 更 前	変 更 後

店 特	(6) 事業目的	変更前	変更後
	(7) 事前届出業種に該当する理由		
	(8) 変更予定時期		
	(9) 変更しようとする理由		
	(10) 変更に伴い取得する不動産及びこれに関する権利の内容		
	(11) その他の事項		
2 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの	氏名又は名称及び代表者の氏名		
	住所又は主たる事務所の所在地		
	国籍又は設立国		
	職業又は営んでいる事業の内容		
	ウェブページのリンク		
	国有企業等との関係		
	届出者との関係		
3 その他の事項			

届出受理年月日	
及び受理番号	

(記入要領)

- 1 本届出書は、支店等の種類又は事業目的の変更の別に記入すること（種類及び事業目的の変更を同時に行おうとするときは、この限りでない。）。この場合において、本届出書の頭書に記載の題名のうち本届出書により届け出る内容に印を付すこと。
- 2 本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、支店等が営む事前届出業種（対内直接投資

- 等に関する命令第3条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第1及び別表第2に掲げる業種又は別表第1から別表第3までのいずれにも掲げられていない業種をいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣を明記すること。
- 8 「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
 - 4 「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
 - 5 「届出者」欄中「国籍又は設立国」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。
 - 6 「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。「2 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。
 - 7 「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
 - 8 「1 支店等」欄中「(3) 設置の届出受理年月日及び受理番号」欄は、本届出の対象となる支店等に関して過去に支店等の種類又は事業目的の変更に関する届出書を提出している場合には、当該届出書の届出受理年月日及び受理番号も記入すること。
 「(5) 種類」は、次の例にならって記入すること。
 (例：変更前 支店 / 変更後 支店兼工場)
 「(6) 事業目的」中「変更後」には、変更業を記入するとともに、変更箇所を下線を付すこと。
 「(7) 事前届出業種に該当する理由」欄には、事前届出業種を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第3条の2第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、支店等の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。
 「(8) 変更予定時期」欄について、本届出書受理日において、変更予定時期が確定していない場合「届出受理日から6か月以内」と記載することができる。その場合、本届出書受理日における変更の予定日を併記すること（未定であれば、その旨明記すること）。
 「(9) 変更に伴い取得する不動産及びこれに関する権利の内容」欄は、次の例にならって記入すること。
 (例：事務所 所在地〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇ビル〇階 延面積〇〇㎡を〇〇から賃借の予定、倉庫用建物 所在地〇〇市〇〇町〇〇番地 延面積〇〇㎡を〇〇から賃借の予定)
 - 9 「2 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の4の4第4項第5号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、届出者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。
 - 10 「2 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（対内直接投資等に関する命令第3条の2第1項第3号から第5号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。
 - 11 「2 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。
 - 12 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

(日本産業規格A4)

別紙様式第六

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

金 銭 の 貸 付 け に 関 す る 届 出 書
年 月 日

(宛先)

- 財務大臣及び事業所管大臣 殿
うち、事前届出業種を所管する大臣
内閣総理大臣(警察庁)
内閣総理大臣(金融庁)
総 務 大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣 殿

(日本銀行経由)

届 出 者	氏名又は名称及び 代表者の氏名				
	住所又は主たる 事務所の所在地		国籍又は 設立国		
	職業又は営んで いる事業の内容				
	ウェブページのリンク				
	届出者となる法的根拠 (該当分に○)		イ 非居住者個人 ロ 外国法人等 ハ イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社 ニ 特定組合等 ホ イが役員の過半数を占める本邦法人等 ヘ イ～ホのために貸付けを行うもの		
	代 理 人	氏名又は名称及び 代表者の氏名			
		住所又は主たる 事務所の所在地			
事務上の連絡先 (担当者氏名、電話 番号及び電子メール アドレス)					

下記のとおり届出します。

1 相 手 方	(1) 名 称	
	(2) 主たる事務所の所在地	
	(3) 定款上の事業目的	
	(4) 事前届出業種に該当する理由	

2 金 額		
3 契 約 時 期		
4 貸 付 時 期		
5 条 件	(1) 金 利	
	(2) 期 間	
	(3) 元本の回収方法 (該当分に○)	イ 期日一括 ロ 分割(具体的に記入すること。)
6 貸 付 金 の 使 途		
7 貸 付 目 的 等	(1) 貸 付 目 的	
	(2) 貸付けに伴う経営 関与の方法	
	(3) 貸付け後の事業計画	
	(4) 事前届出業種に該当 する事業の取扱い	
8 届出者の事業方針等に 影響を及ぼすもの	氏名又は名称及び 代表者の氏名	
	住所又は主たる 事務所の所在地	
	国籍又は設立国	
	職業又は営んでいる 事業の内容	
	ウェブページのリンク	
	国有企業等との関係	
	届出者との関係	
9 届出時に届出者と特別の 関係にあるもの	氏名又は名称及び 代表者の氏名	
	住所又は主たる 事務所の所在地	
	国籍又は設立国	
	職業又は営んでいる 事業の内容	
	ウェブページのリンク	
	届出者との関係	
10 そ の 他 の 事 項		

届出受理年月日 及び受理番号	
-------------------	--

(記入要領)

- 1 本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、金銭の貸付けの相手方が営む事前届出業種(対内直接投資等に関する命令第3条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件(告示)別表第1及び別表第2に掲げる業種又は別表第1から別表第3までのいずれにも掲げられていない業種をいう。以下この記入要領において同じ。)に属する事業を所管する各事業所管大臣を明記すること。
- 2 「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記(正式な日本語表記がない場合はふりがな)と英語表記(正式な英語表記がない場合は省略)を併記すること。
- 3 「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 4 「届出者」欄中「国籍又は設立国」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。
- 5 「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。「8 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「9 届出時に届出者と特別の関係にあるもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。
- 6 「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「10 その他の事項」欄に記入すること。
- 7 「届出者」欄中「事務上の連絡先(担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス)」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 8 「1 相手方」欄中「(4) 事前届出業種に該当する理由」欄には、事前届出業種を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第3条の2第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件(告示)に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、金銭の貸付けの相手方の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。
- 9 「3 契約時期」欄について、本届出書受理日において、契約時期が確定していない場合「届出受理日から6か月以内」と記載することができる。その場合、本届出書受理日における契約の予定日を併記すること(未定であれば、その旨明記すること)。
- 10 「4 貸付時期」欄について、本届出書受理日において、貸付時期が確定していない場合「届出受理日から6か月以内」と記載することができる。その場合、本届出書受理日における貸付の予定日を併記すること(未定であれば、その旨明記すること)。
- 11 「5 条件」欄中「(3) 元本の回収方法」欄は、「ロ 分割」により回収する場合には、次の例にならって記入すること。
(例：○年○月を第1回とし、以降1年ごとに○年○月まで○回○○円ずつ回収。)
- 12 「7 貸付目的等」欄中「(1) 貸付目的」欄には、「資産運用」、「経営関与」、「関係会社の設立又は資金調達への支援」、「国内会社との合弁会社の設立」等の貸付の目的(目的が複数ある場合はその全て)を記入すること。「(2) 貸付けに伴う経営関与の方法」欄には、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法をできる限り具体的に記入

すること。「(3) 貸付け後の事業計画」欄には、貸付け後に貸付けの相手方の事業計画に影響を与えることを予定している場合、当該内容を記入すること。「(4) 事前届出業種に該当する事業の取扱い」欄には、貸付け後の事前届出業種に該当する事業の取扱いに関する事項を記入すること。なお、(2)から(4)までの欄は、「資産運用」及び「関係会社の設立又は資金調達の支援」の場合は記入を要しない。

13 「8 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等(租税特別措置法第66条の4の4第4項第5号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。)を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、届出者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

また、届出者が特定組合等(外国為替及び外国貿易法(以下この記入要領において「法」という。)第26条第1項第4号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。)である場合は、その業務執行組員(同号に規定する業務執行組員をいう。)の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、その財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド(特定組合等を除く。)であつて、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

14 「8 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等(対内直接投資等に関する政令(以下この記入要領において「令」という。)第3条の2第1項第3号から第5号までに掲げるものをいう。)との資本関係その他の支配関係を記入すること。

15 「8 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄及び「9 届出時に届出者と特別の関係にあるもの」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

16 「9 届出時に届出者と特別の関係にあるもの」欄については、届出者が本届出書により金銭の貸付け(法第26条第2項第7号に規定する金銭の貸付けをいう。)を行おうとする場合において、届出者と特別の関係にあるもの(届出者を令第2条第19項第1号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体(法第26条第1項第2号から第5号までに掲げるものに限る。)をいう。)が当該貸付けの相手方に当該金銭の貸付けを行っているとき又は当該貸付けの相手方が発行する社債(令第2条第16項第1号に規定する社債をいう。)を所有しているときに記入すること。

17 届出者が貸付けの相手方の株式又は持分のすべてを所有している場合には、「10 その他の事項」欄にその旨を記入すること。

18 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等の記入欄(外国為替及び外国貿易法第17条(第17条の3又は第17条の4第1項において準用する場合を含む。)に基づき確認を行う場合に記入を要するものとする。)

為替取引又は電子決済手段等の移転等を行った年月日	金 額	銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等確認欄

(日本産業規格A4)

別紙様式第六の二 (令2内府総省財文科厚勞農水経産国交環省令6・全改)

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

事業の承継に関する届出書
年 月 日

- (宛先)
 財務大臣及び事業所管大臣 殿
 うち、事前届出業務を所管する大臣
 内閣総理大臣 (警察庁)
 内閣総理大臣 (金融庁)
 総務大臣
 厚生労働大臣
 農林水産大臣
 経済産業大臣
 国土交通大臣 殿
 (日本銀行経由)

届出	氏名又は名称及び代表者の氏名		
	住所又は主たる事務所の所在地		国籍又は設立国
	職業又は営んでいる事業の内容		
	ウェブページのリンク		
代理人	届出者となる法的根拠 (該当分に○)	イ 非居住者個人 ロ 外国法人等 ハ イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社 ニ 特定組合等 ホ イが役員の上半数を占める本邦法人等 ヘ イ〜ホのために承継するもの	
	氏名又は名称及び代表者の氏名		
	住所又は主たる事務所の所在地		
	事務上の連絡先 (担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス)		

下記のとおり届出します。

1 対象会社	(1) 名 称	
	(2) 本店の所在地	
	(3) 定款上の事業目的	
	(4) 資 本 金	円
2	承継の時期	
3	支払の時期	
4	承継の対価	

5 承継目的等	(1) 承継の方法	<input type="checkbox"/> 事業の全部の譲受け <input type="checkbox"/> 事業の一部の譲受け <input type="checkbox"/> 吸収分割 <input type="checkbox"/> 合併	
	(2) 承継対象の事業内容		
	(3) 承継対象の事業に含まれる事前届出業種		
	(4) 承継の目的		
	(5) 届出者と対象会社の関係		
	(6) 事前届出業種に該当する事業の取扱い		
6 届出者の事業方針等に 影響を及ぼすもの	氏名又は名称及び 代表者の氏名		
	住所又は主たる 事務所の所在地		
	国籍又は設立国		
	職業又は営んでいる 事業の内容		
	ウェブページのリンク		
	国有企業等との関係		
	届出者との関係		
7 届出時に届出者と特別の 関係にあるもの	氏名又は名称及び 代表者の氏名		
	住所又は主たる 事務所の所在地		
	国籍又は設立国		
	職業又は営んでいる 事業の内容		
	ウェブページのリンク		
	届出者との関係		
8 その他の事項			

届出受理年月日 及び受理番号	
-------------------	--

(記入要領)

- 1 本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、承継対象の事業に含まれる事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第3条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第1及び別表第2に掲げる業種又は別表第1から別表第3までのいずれにも掲げられていない業種をいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣を明記すること。
- 2 「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 3 「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 4 「届出者」欄中「国籍又は設立国」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。
- 5 「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。「8 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「7 届出時に届出者と特別の関係にあるもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。
- 6 「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「8 その他の事項」欄に記入すること。
- 7 「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所「該当なし」と記入すること。
- 8 「2 承継の時期」欄について、本届出書受理日において、承継の時期が確定していない場合「届出受理日から6か月以内」と記載することができる。その場合、本届出書受理日における承継の予定日を併記すること（未定であれば、その旨明記すること）。
- 9 「3 支払の時期」欄について、本届出書受理日において、支払の時期が確定していない場合「届出受理日から6か月以内」と記載することができる。その場合、本届出書受理日における支払の予定日を併記すること（未定であれば、その旨明記すること）。
- 10 「5 承継目的等」欄中「3 承継対象の事業に含まれる事前届出業種」欄には、事前届出業種を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第3条の2第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、承継対象の事業の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。
- 11 「6 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第68条の4の4第4項第5号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、届出者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。
また、届出者が特定組合等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第1項第4号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組員（同号に規定する業務執行組員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、その財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であつて、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。
- 12 「6 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出

者の事業方針等に影響を及ぼすものと固有企業等（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第3条の2第1項第3号から第5号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

- 13 「6 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄及び「7 届出時に届出者と特別の関係にあるもの」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。
- 14 「7 届出時に届出者と特別の関係にあるもの」欄には、届出者を令第2条第19項第1号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第1項第2号から第5号までに掲げるものに限る。）のうち、「1 対象会社」欄に記入した会社の株式、持分若しくは議決権を有するものを記入すること。
- 15 本届出書で届け出る承継対象の事業について、法第27条第3項第1号イ又はロに掲げる事態が生じないよう適切な措置を講じている場合におけるその内容等、審査にあたり有用な事項があれば、任意の事項として「8 その他の事項」欄に記載することができる。
- 16 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、適し番号を付すこと。

（日本産業規格A4）

別紙様式第七

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令社 債 の 取 得 に 関 する 届 出 書
年 月 日

(宛先)

財務大臣及び事業所管大臣 殿

うち、事前届出業種を所管する大臣

内閣総理大臣(警察庁)内閣総理大臣(金融庁)総 務 大臣厚生労働大臣農林水産大臣経済産業大臣国土交通大臣 殿

(日本銀行経由)

届 出 者	氏名又は名称及び 代表者の氏名				
	住所又は主たる 事務所の所在地		国籍又は 設立国		
	職業又は営んで いる事業の内容				
	ウェブページのリンク				
	届出者となる法的根拠 (該当分に○)		イ 非居住者個人 ロ 外国法人等 ハ イ及びロが直接、間接に 議決権の50%以上を保有している会社 ニ 特定組合等 ホ イが役員の大過半数を占める本邦法人等 ヘ イ～ホのために取得するもの		
	代 理 人	氏名又は名称及び 代表者の氏名			
		住所又は主たる 事務所の所在地			
事務上の連絡先 (担当者氏名、電話 番号及び電子メール アドレス)					

下記のとおり届出します。

1 発 行 会 社	(1) 名 称	
	(2) 主たる事務所の 所在地	
	(3) 定款上の事業目的	
	(4) 事前届出業種に 該当する理由	
	(5) 事前届出業種に該 当する連結子会社等 があるときは、当該 連結子会社等に関する 事項	

2 取得しようとする社債	銘柄 (発行日、記号等)	額面総額	取得価額	利率	償還日及び 元金の支払方法	同一銘柄の 発行総額
3 取得の時期						
4 支払の時期						
5 取得 目的 等	(1) 取得目的					
	(2) 取得に伴う経営関与の方法					
	(3) 取得後の事業計画					
	(4) 事前届出業種に該当する事業の取扱い					
6 届出者の事業方針等に 影響を及ぼすもの		氏名又は名称及び 代表者の氏名				
		住所又は主たる 事務所の所在地				
		国 籍				
		職業又は営んでいる 事業の内容				
		ウェブページのリンク				
		国有企業等との関係				
		届出者との関係				
7 届出時に届出者と特別の 関係にあるもの		氏名又は名称及び 代表者の氏名				
		住所又は主たる 事務所の所在地				
		国 籍				
		職業又は営んでいる 事業の内容				
		ウェブページのリンク				
		届出者との関係				
8 その他の事項						

届出受理年月日 及び受理番号	
-------------------	--

(記入要領)

- 1 本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。)又は対内直接投資等に関する命令第3条第4項に規定する他の会社(以下この記入要領において「連結子会社等」という。)が営む事前届出業種(対内直接投資等に関する命令第3条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件(告示)別表第1及び別表第2に掲げる業種又は別表第1から別表第3までのいずれにも掲げられていない業種をいう。以下この記入要領において同じ。)に属する事業を所管する各事業所管大臣を明記すること。
- 2 「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記(正式な日本語表記がない場合はふりがな)と英語表記(正式な英語表記がない場合は省略)を併記すること。
- 3 「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 4 「届出者」欄中「国籍又は設立国」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。
- 5 「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。「6 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「7 届出時に届出者と特別の関係にあるもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。
- 6 「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「8 その他の事項」欄に記入すること。
- 7 「届出者」欄中「事務上の連絡先(担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス)」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 8 「1 発行会社」欄中「(4) 事前届出業種に該当する理由」欄には、事前届出業種を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第3条の2第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件(告示)に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。
- 9 「1 発行会社」欄中「(5) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等を発行会社とした場合に「1 発行会社」欄中「(1) 名称」欄から「(4) 事前届出業種に該当する理由」欄(「(3) 定款上の事業目的」欄を除く。)に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。
- 10 取得しようとする社債が転換社債及び新株引受権付社債の場合は、「2 取得しようとする社債」欄の「銘柄」欄にその旨記入すること。また、「償還日及び元金の支払方法」欄は、次の例にならって記入すること。
(例：償還日は○年○月○日、元利金は本邦において円価で支払う。)
- 11 「3 取得の時期」欄について、本届出書受理日において、取得の時期が確定していない場合「届出受理日から6か月以内」と記載することができる。その場合、本届出書受理日における取得の予定日を併記すること(未定であれば、その旨明記すること)。
- 12 「4 支払の時期」欄について、本届出書受理日において、支払の時期が確定していない場合「届出受理日から6か月以内」と記載することができる。その場合、本届出書受理日における支払の予定日を併記すること(未定であれば、その旨明記すること)。
- 13 「5 取得目的等」欄中「(1) 取得目的」欄には、「資産運用」、「経営関与」、「関係会社の設立又は資金調達の支援」、「国内会社との合併会社の設立」等の取得目的(目的が複数ある場合はその全て)を記入すること。「(2) 取得に伴う経営関与の方法」欄には、「取締役の選解任」、「株主総会におけ

る株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法をできる限り具体的に記入すること。「(3) 取得後の事業計画」欄には、取得後に発行会社の事業計画に影響を与えることを予定している場合、当該内容を記入すること。「(4) 事前届出業種に該当する事業の取扱い」欄には、取得後の事前届出業種に該当する事業の取扱いに関する事項を記入すること。なお、(2)から(4)までの欄は、「資産運用」及び「関係会社の設立又は資金調達の支援」の場合は記入を要しない。

14 「6 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等(租税特別措置法第66条の4の4第4項第5号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。)を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、届出者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

また、届出者が特定組合等(外国為替及び外国貿易法(以下この記入要領において「法」という。)第26条第1項第4号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。)である場合は、その業務執行組員(同号に規定する業務執行組員をいう。)の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、その財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド(特定組合等を除く。)であつて、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

15 「6 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等(対内直接投資等に関する政令第3条の2第1項第3号から第5号までに掲げるものをいう。)との資本関係その他の支配関係を記入すること。

16 「6 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄及び「7 届出時に届出者と特別の関係にあるもの」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

17 「7 届出時に届出者と特別の関係にあるもの」欄については、届出者が本届出書により社債(対内直接投資等に関する政令第2条第16項第1号に規定する社債をいう。)を取得しようとする場合において、届出者と特別の関係にあるもの(届出者を対内直接投資等に関する政令第2条第19項第1号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体(法第26条第1項第2号から第5号までに掲げるものに限る。)をいう。)が当該社債を所有しているとき又は当該社債の発行会社に対して金銭の貸付け(法第26条第2項第7号に規定する金銭の貸付けをいう。)を行つているときに記入すること。

18 届出者が発行会社の株式又は持分のすべてを所有している場合には、「8 その他の事項」欄にその旨を記入すること。

19 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等の記入欄(外国為替及び外国貿易法第17条(第17条の3又は第17条の4第1項において準用する場合を含む。)に基づき確認を行う場合に記入を要するものとする。)

為替取引又は電子決済手段等の移転等を行つた年月日	金額	銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等確認欄

(日本産業規格A4)

別紙様式第七の二

(略)

別紙様式第七の三

(略)

別紙様式第七の四

(略)

別紙様式第八 (令2 内府総省財文科厚勞農水経産国交環省令5・全改)

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

勸告の廃止に関する通知書

年 月 日

殿
(日本銀行経由)氏名又は名称及
び代表者の氏名

住所又は所在地

職業又は業種

担当者
電話

外国為替及び外国貿易法第27条第7項の規定により、年 月 日付

第 号をもって送付された対内直接投資等の内容変更
中 止 の勧告について、下記のとおり
通知します。

記

1 諸書の別 (該当分に○)	イ 承諾する。	ロ 承諾しない。
2 対内直接投資等の内容		
3 届出受理年月日		4 届出受理番号

(日本産業規格A4)

別紙様式第八の二 (令2内府総省財文科厚勞農水経産国交環省令5・全改)

模範法規：対内直接投資等
に関する命令勧告の応答に関する通知書

年 月 日

殿
(日本銀行経由)氏名又は名称及
び代表者の氏名 _____

住所又は所在地 _____

職業又は業種 _____ 担当者
電 話 _____

外国為替及び外国貿易法第28条第7項において準用する同法第27条第7項の規定に

より、 年 月 日付第 号をもって送付された特定取得の

内容変更の勧告について、下記のとおり通知します。
中 止

記

1 諸否の別 (該当分に○)	イ 応答する。	ロ 応答しない。
2 特定取得の内容		
3 届 出 受 理 年 月 日		4 届出受理番号

(日本産業規格A4)

別紙様式第九 (令2 内府総省財文科厚労農水経産国交環省令6・全改)

根拠法規:対内直接投資等
に関する命令

締結
技術導入契約の
変更
に関する届出書
年 月 日

殿
(日本銀行経由)

届出者	氏名又は名称及び代表者の氏名		
	住所又は主たる事務所の所在地	担当者	電話
	職業又は営んでいる事業の内容	資本金	
	契約の相手方との資本関係(該当分に○)	イ 届出者以外の相手方が当該企業内の50%以上を保有している会社 ロ 届出者以上記に該当しない	

下記のとおり届出します。

契約の相手方	1 氏名又は名称		
	住所又は主たる事務所の所在地	国籍	
	職業又は営んでいる事業の内容	資本金	
2 技術の種類			
3 契約期間(始期及び終期)			
4 技術導入の対価			
契約条項の概要	イ	現在届出者が既に所有する技術を契約の相手方に提供	(該当分に○)
	ロ	特許権、実用新案権、意匠権の譲渡	有 無
	ハ	特許権、実用新案権、意匠権の実施権の設定	有 無
	ニ	商標権の譲渡又は使用権の設定	有 無
	ホ	技術情報の提供又は使用権の設定	有 無
ヘ	日本国内における独占的製造権又は販売権	有 無	
ト	届出者の再実施権	有 無	
6 技術の内容			
7 変更の種類(該当分に○) イ 契約期間の変更 ロ 技術の追加 ハ 対価の変更 ニ その他			
変更内容	8 項目番号・項目名	変更前	変更後

9	技術導入契約の締結等の時期	
10	技術導入契約の締結等をしようとする理由	
11	その他の事項	

届出受理年月日 及び受理番号	
-------------------	--

(記入要領)

- 1 本届出書は、技術導入契約の締結又は変更の別に記入すること。この場合において、締結にあつては様式中「変更」の字句を、変更にあつては様式中「締結」の字句を消すこと。
- 2 届出に係る技術導入契約の変更に関する届出書にあつては、原届出受理証(写)を添付し、「1 契約の相手方」、「7 変更の種類」、「8 変更内容」、「9 技術導入契約の締結等の時期」、「10 技術導入契約の締結等をしようとする理由」及び「11 その他の事項」欄のみ記入し、「8 変更内容」欄には、変更項目番号及び項目名ごとに詳細に記入するとともに、変更箇所を下線を付すこと。
- 3 報告に係る技術導入契約の変更に関する届出書にあつては、変更後の契約に基づきすべての項目欄を記入し、「8 変更内容」欄には、変更項目番号及び項目名ごとに詳細に記入するとともに、変更箇所を下線を付すこと。
- 4 「2 技術の種類」欄には、導入しようとする技術の種類を簡潔に記入すること(例：飛行機の遠度計の製造技術)。
- 5 「4 技術導入の対価」欄には、イニシャル・ペイメント、ロイヤリティ(ミニマム・ペイメントがある場合には、ミニマム・ペイメントを別書すること。)及びその他の費用(図面代等)を、それぞれ別書すること。
- 6 「5 契約条項の概要」の別紙として「対価に関する条項」、「再実施権に関する許諾条項」及び「秘密保持に関する条項」を添付すること。
- 7 「6 技術の内容」欄には、技術の範囲、原理、効果及び当該技術による製品の用途等について、必要に応じ図面、図解、写真等を利用してできるだけ具体的に記入すること。特許権又は実用新案権の譲渡又は実施権の設定を伴う場合には、これらの権利のうち主なものの範囲等を記入すること。また、登録商標権の場合は当該商標の名称又は図形及び使用商品名等を記入すること。
- 8 地位の承継の場合には、「9 技術導入契約の締結等の時期」欄に承継日を記入するとともに、「10 技術導入契約の締結等をしようとする理由」欄に、「報告済又は○年○月○日○○第○号にて届出済の○○社との契約について、○年○月○日に吸収合併(又は契約の譲渡)があり、交渉の結果、新たに指定技術の追加を含む契約を締結することで合意しましたので届出します。」等と記入すること。
- 9 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。

(日本産業規格A4)

別紙様式第十 (令2 内府総省財文科厚労農水経産国交環省令5・全改)

輸出法規：対内直接投資等
に関する命令輸出の応諾に関する通知書

年 月 日

殿
(日本銀行経由)氏名又は名称及
び代表者の氏名 _____

住所又は所在地 _____

職業又は業種 _____ 担当者
電 話 _____

外国為替及び外国貿易法第30条第7項において準用する同法第27条第7項の規定

により、年 月 日付 第 _____ 号をもって送付された技術導入契約の

締結等の 内容変更
中 止 の勧告について、下記のとおり通知します。

記

1 諸否の別 (該当分に○)	イ 応諾する。	ロ 応諾しない。
2 技術導入契約の締結等の 内容		
3 届 出 受 理 年 月 日		4 届出受理番号

(日本産業規格A4)

別紙様式第十一
(略)

別紙様式第十一の二 (令2内府総省財文科厚労農水経産国交環省令5・全改)

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

株式、持分、議決権、議決権行使等権限若しくは共同議決権行使同意の取得
又は株式への一任運用に関する報告書
年 月 日

本報告書で報告する内容は特定取得に該当します。

- (宛先)
 財務大臣及び事業所管大臣 殿
 うち、事前届出業種を所管する大臣
内閣総理大臣（警察庁）
内閣総理大臣（金融庁）
総務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣 殿
 (日本銀行経由)

報 告 者	氏名又は名称及び 代表者の氏名	責任者の氏名	
	住所又は主たる 事務所の所在地		国籍又は 設立国
	業又は営んで いる事業の内容		
	ウェブページのリンク		
報告者となる法人的組織 (該当分に○)	イ 非営利法人等 ロ 外国法人等 ハイ及びロが直接間接に議決権の60% 以上を保有している会社 ニ 特定組合等 ホ イが議決権の過半数を占める本 邦法人等 ヘ イ〜ホのため申請するもの又は一任運用をするもの		
代理人	氏名又は名称及び 代表者の氏名	責任者の氏名	
	住所又は主たる 事務所の所在地		
	事務上の連絡先 (担当者氏名、電話番号及 び電子メールアドレス)		

下記のとおり報告します。

1 発 行 会 社	(1) 名称及び証券コード	
	(2) 本店の所在地	
	(3) 定款上の事業目的	
	(4) 資 本 金	取得前、一任運用前又は設立時 円(株(口)) 取得後又は一任運用後 円(株(口))

	(5) 事前届出業種に該当する理由	
	(6) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項	
2 取得又は一任運用をした 株式(持分)	(1) 取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等	取得後又は一任運用後の出資比率 % (取得前又は一任運用前の比率 %) 取得後又は一任運用後の議決権比率 % (取得前又は一任運用前の比率 %)
	(2) 取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の出資比率等	出資比率 % 議決権比率 %
	(3) 取得年月日	
3 基準の遵守等に関する誓約	<p>報告者は、外国為替及び外国貿易法第27条の2第1項又は法第28条の2第1項に定める以下の基準のうち印を付けたものを、本報告書において報告する株式等の取得日から本報告書受理日までにおいて遵守しており、同日以降において遵守することを誓約します。</p> <p><input type="checkbox"/> 基準告示第2条第1号 <input type="checkbox"/> 同第2条第2号 <input type="checkbox"/> 同第2条第3号</p> <p>(発行会社(外国為替及び外国貿易法第26条第2項第1号に規定する上場会社等に限り。))が、対内直接投資等に関する命令第3条の2第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件(告示)別表又は対内直接投資等に関する命令第4条の3第1項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件(告示)別表に掲げる業種を営む会社の場合であつて、かつ、報告者が許認可等金融機関等以外の場合)</p> <p>報告者は下記の印を付けた基準を、本報告書において報告する株式等の取得日から本報告書受理日までにおいて遵守しており、同日以降において遵守することを誓約します。</p> <p><input type="checkbox"/> 基準告示第2条第4号</p>	
4 報告者の属性に関する事項	<p><input type="checkbox"/> 報告者の属性及び許認可等金融機関等の属性については、別紙のとおりです。</p> <p><input type="checkbox"/> 「6 報告者の属性」及び「7 許認可等金融機関等の属性」に記載の事項については、前回報告時点(年 月 日付)から変更がないため、別紙を省略します。</p>	
5 その他の事項		

別紙

6 報告者の属性	(1) 報告者の事業方針等に 影響を及ぼすもの	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍又は設立国	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	
		固有企業等との関係	
	報告者との関係		
(2) 特定株主			
(3) 役員構成			
(4) 要件該当性		<input type="checkbox"/> 本報告書で報告する発行会社の株式等の取得時点において、対内直接投資等に関する政令第3条の2第1項各号に規定する要件に該当しません。	
7 許認可等金融機関等の属性	(1) 許認可等金融機関等の種類等	<input type="checkbox"/> 対内直接投資等に関する政令第3条の2第2項第3号イ又は対内直接投資等に関する命令第3条の2第4項第1号（第一種金融商品取引業者）	
		<input type="checkbox"/> 同項第2号（運用会社） <input type="checkbox"/> 同項第3号（投資法人） <input type="checkbox"/> 同項第4号（銀行） <input type="checkbox"/> 同項第5号（保険会社） <input type="checkbox"/> 同項第6号（運用信託会社） <input type="checkbox"/> 同項第7号（高速取引業者）	
	<input type="checkbox"/> 投資銀行業務等を行っています。		
(2) 監督を受けている監督官庁の所在国及び監督官庁の名称（英語表記）			
(3) 許認可等の根拠となる法令の名称（英語表記）			

(記入要領)

- 1 本報告書は、株式、持分、議決権、議決権行使等権限若しくは共同議決権行使同意の取得又は株式への一任運用の別に記入すること。この場合において、本報告書の頭書に記載の題名のうち本報告書により報告する内容に印を付すこと。
- 2 本報告書により報告する内容が特定取得に該当する場合、本報告書の頭書に記載の「本報告書で報告する内容は特定取得に該当します。」欄に印を付すこと。

- 3 発行会社が上場会社等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第2項第1号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合において、「2 取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「(1) 取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄に記載された「取得後又は一任運用後の出資比率」又は「取得後又は一任運用後の議決権比率」と「(2) 取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の出資比率等」欄に記載された出資比率又は議決権比率の合計のいずれもが10%未満となるときは、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とすること。
発行会社が上場会社等である場合において出資比率又は議決権比率のいずれかが10%以上となるとき又は発行会社が上場会社等以外の会社である場合は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第3条第4項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等の場合には対内直接投資等に関する命令第3条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第1及び別表第2に掲げる業種又は別表第1から別表第3までのいずれにも掲げられていない業種を、特定取得の場合には対内直接投資等に関する命令第3条第1項及び第4条第2項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表に掲げる業種をいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣を明記すること。
- 4 「責任者の氏名」には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
- 5 代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者の氏名の記入を省略して差し支えない。
- 6 「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 7 「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 8 「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。
- 9 「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。「6 報告者の属性」欄中「(1) 報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。
- 10 「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「5 その他の事項」欄に記入すること。
- 11 「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの値所に「該当なし」と記入すること。
- 12 「1 発行会社」欄中「(1) 名称及び証券コード」欄について、発行会社が上場会社等である場合において、「2 取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「(1) 取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄に記載された「取得後又は一任運用後の出資比率」又は「取得後又は一任運用後の議決権比率」と「(2) 取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の出資比率等」欄に記載された出資比率又は議決権比率の合計のいずれもが10%未満となるときは、証券コードを記載することで、「1 発行会社」欄中「(2) 本店の所在地」から「(6) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」までの記載を省略することができる。
- 13 「1 発行会社」欄中「(5) 事前届出業種に該当する理由」欄には、事前届出業種を記入すること。事前届出業種が、対内直接投資等の場合には対内直接投資等に関する命令第3条の2第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種、特定取得の場合には対内直接投資等に関する命令第4条の3第1項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記しそれらの告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。
- 14 「1 発行会社」欄中「(6) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む発行会社の連結子会社等を発行会社とした場合に「1 発行会社」欄中「(1) 名称及び証券コード」欄から「(5) 事前届出業種に該当

する理由」欄（「③ 定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。

- 16 「2 取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「(1) 取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄の「取得後又は一任運用後の出資比率」については、報告者が本報告書により発行会社の株式の取得を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後に所有する発行会社の株式の数及び報告者が投資一任契約その他の契約に基づき他のものから委任を受けて株式の運用（その指図をすることを含み、対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第2条第7項で定める要件を満たすものに限る。）をする場合におけるその対象となる発行会社の株式の数を合計した株式（以下この記入要領において「所有等株式」という。）の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式又は持分の取得を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等以外であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後に所有する発行会社の株式又は持分の数の発行会社の発行済株式の総数又は総出資額に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式への一任運用を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、当該株式への一任運用の対象とされる発行会社の株式の数及び報告者が所有する発行会社の株式の数を合計した株式の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。
- 「(1) 取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」については、報告者が本報告書により発行会社の株式、議決権、議決権行使等権限又は共同議決権行使同意の取得を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後に所有する発行会社の実質保有等議決権（令第2条第4項第2号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式又は持分の取得を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等以外であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後に所有することとなる発行会社の議決権数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式への一任運用を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、当該株式への一任運用の後に所有する報告者の実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。
- 16 「2 取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「(2) 取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の出資比率等」欄は、発行会社が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、同欄中「出資比率」及び「議決権比率」欄については、報告者が本報告書により発行会社の株式、議決権、議決権行使等権限又は共同議決権行使同意の取得を報告するときにあつては、報告者と特別の関係にあるもの（報告者を令第2条第19項第1号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第1項第2号から第5号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が所有する同一発行会社の所有等株式の数（所有等株式のうち報告者が所有する発行会社の所有等株式（すなわち、「2 取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「(1) 取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄中「取得後又は一任運用後の出資比率」の対象とする所有等株式）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該報告者と特別の関係にあるものが所有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち報告者が所有する発行会社の実質保有等議決権（すなわち、「2 取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「(1) 取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄中「取得後又は一任運用後の出資比率」の対象とする所有等株式）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該報告者と特別の関係にあるものが所有する同一発行会社の所有等株式の数（所有等株式のうち報告者が所有する発行会社の所有等株式（すなわち、「2 取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「(1) 取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄中「取得後又は一任運用後の出資比率」の対象とする所有等株式）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該報告者と特別の関係にあるものの実質保有等議決権の数（議決権のうち報告者が所有する実質保有等議決権（すなわち、「2 取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「(1) 取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄中「取得後又は一任運用後の出資比率」の対象とする所有等株式）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）の当該発行会社の発行済株式の総数及び総議決権に占める割合を記入すること。
- 17 「2 基準の遵守等に関する誓約」では、報告者が基準告示（対内直接投資等の場合には外国為

替及び外国貿易法第27条の2第1項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準を定める件（告示）、特定取得の場合には外国為替及び外国貿易法第28条の2第1項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準を定める件（告示）をいう。以下この記入要領において同じ。）に定める基準を遵守することを誓約する場合には、基準告示第2条第1号から第3号までの各事項に印を付すこと。また、発行会社が上場会社等の場合で、かつ、対内直接投資等に関する命令第3条の2第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表に掲げる業種を営む会社の場合において、報告者が許認可等金融機関等（令第3条の2第2項第3号イ及び対内直接投資等に関する命令第3条の2第4項各号に掲げるものをいう。）以外の場合は、基準告示第2条第4号についても印を付けて誓約すること。

- 18 「8 報告者の属性」欄中「(1) 報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、報告者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の4の4第4項第5号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、報告者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。
- また、報告者が特定組合等（法第26条第1項第4号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、業務執行組員（同号に規定する業務執行組員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、その財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。報告者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であつて、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。
- 19 「6 報告者の属性」欄中「(1) 報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、報告者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第3条の2第1項第3号から第5号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。
- 20 「6 報告者の属性」欄中「(1) 報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「報告者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。
- 21 「6 報告者の属性」欄中「(2) 特定株主」欄では、報告者の直接の株主（出資比率又は議決権比率が10%以上となるものに限る。「6 報告者の属性」欄中「(1) 報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄に記載するものを除く。）について、当該株主ごとに議決権比率、氏名又は名称及び代表者の氏名、住所又は主たる事務所の所在地、国籍又は設立国、職業又は営んでいる事業の内容、ウェブページのリンク及び国有企業等との関係を記載すること。
- 22 「6 報告者の属性」欄中「(3) 役員構成」欄では、報告者の役員（法第26条第1項第5号に規定するものをいう。）の氏名、現在の職業、住所及び国籍を記載すること。役員で代表する権限を有するものである場合は、その旨明記すること。
- 23 「7 許認可等金融機関等の属性」欄中「(1) 許認可等金融機関等の種類等」欄では、報告者が令第3条の2第2項第3号イ又は対内直接投資等に関する命令第3条の2第4項第1号から第7号までに掲げるものに該当する場合には該当する箇所印を付けるほか、同項第1号又は第4号に掲げるものに該当する場合において、投資銀行業務等（金融商品取引法第28条第1項第3号若しくは第35条第1項第11号及び第12号に掲げる業務又はこれらに相当する業務をいう。）を行う場合には、「投資銀行業務等を行っています。」欄に印を付けること。
- 24 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A 4の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない、別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

(日本産業規格A 4)

別紙様式第十二 (令2内府総省財支科厚労農水経産国交環省令5・全改)

根拠法規:対内直接投資等
に関する命令株 式
の 譲 渡 に 関 する 報 告 書
持 分
年 月 日財務大臣及び事業所管大臣 殿
(日本銀行経由)

報 告 者	氏 名				
	住 所			国 籍	
	職 業				
	代理人	氏名又は名称及び 代表者の氏名	責任者の氏名		
		住所又は主たる 事務所の所在地			
	事務上の連絡先 (担当者氏名、電話番号及 び電子メールアドレス)				

下記のとおり報告します。

1 発 行 会 社	(1) 名 称			
	(2) 本店の所在地			
	(3) 定款上の事業目的			
	(4) 資 本 金	円 (株 (口))		
2	譲渡した株式(持分)の 数量、譲渡価額等	数 量 譲 渡 価 額 譲渡後の出資比率	株 (口) 円 (一株 (口) 当たり) %	円
3 相 手 方	(1) 氏名又は名称			
	(2) 住所又は主たる 事務所の所在地			(3) 国籍 又は 設立国
	(4) 職業又は営んでいる 事業の内容			
	(5) 譲 受 数 量			(6) 譲受後の出資比率
	4	譲 渡 年 月 日		
5	支払の受領年月日			
6	その他の事項	<input type="checkbox"/> 発行会社及びその連結子会社等は事前届出業種に属する事業を行っていない。		

(記入要領)

- 1 本報告書は、株式又は持分の譲渡の別に記入すること。この場合において、本報告書の頭書に記載の題名のうち本報告書により報告する内容に印を付すこと。
- 2 「報告者」欄中「氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 3 「報告者」欄中「住所」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 4 「責任者の氏名」には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
- 5 「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 6 「3 相手方」欄中「(2) 住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 7 「3 相手方」欄中「(3) 国籍又は設立国」欄には、相手方が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、相手方が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。
- 8 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

(日本産業規格A4)

別紙様式第十六 (令2 内府総省財支科厚労農水経産国交環省令5・全改)

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

金額の貸付けに関する報告書
年月日

財務大臣及び事業所管大臣 殿
(日本銀行経由)

報 告 者	氏名又は名称及び 代表者の氏名	責任者の氏名	
	住所又は主たる 事務所の所在地	国籍又は 設立国	
	職業又は営んで いる事業の内容		
	ウェブページのリンク		
	報告者となる法的根拠 (該当分に○)	イ 非居住者個人 ロ 外国法人等 ハイ及びロが直接、間接に議決権の 50%以上を保有している会社 ニ 特許組合等 ホ イが役員を過半数を占める本邦法人等 ヘ イへのための貸付けを行うもの	
	代理人 氏名又は名称及び 代表者の氏名	責任者の氏名	
住所又は主たる 事務所の所在地			
事務上の連絡先 (担当者氏名、電話 番号及び電子メール アドレス)			

下記のとおり報告します。

1 相手方	(1) 名 称	
	(2) 主たる事務所の所在地	
	(3) 定款上の事業目的	
2	金 額	
3	契約年月日	
4	貸付年月日	
5 条 件	(1) 金 利	
	(2) 期 間	
	(3) 元本の回収方法 (該当分に○)	イ 期日一括 ロ 分割 (具体的に記入すること。)

6 その他の事項	<input type="checkbox"/> 相手方は事前届出業種に属する事業を行っていない。
----------	---

(記入要領)

- 1 「責任者の氏名」には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
- 2 代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者の氏名の記入を省略して差し支えない。
- 3 「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 4 「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 5 「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。
- 6 「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先 URL を記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。
- 7 「報告者」欄中「報告者となる法的拠拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「6 その他の事項」欄に記入すること。
- 8 「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所「該当なし」と記入すること。
- 9 「5 条件」欄中「③ 元本の回収方法」欄は、「ロ 分割」により回収する場合には、次の例にならって記入すること。
〔例：〇年〇月を第1回とし、以降1年ごとに〇年〇月まで〇回〇〇円ずつ回収。〕
- 10 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格 A 4 の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

(日本産業規格 A 4)

別紙様式第十六の二 (令2 内府総省財文科厚労農水経産国交環省令5・全改)

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

事業の承継に関する報告書

年 月 日

財務大臣及び事業所管大臣 殿
(日本銀行経由)

報告者	氏名又は名称及び代表者の氏名	責任者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地	国籍又は設立国	
	譲渡又は買入でいる事業の内容		
	ウェブページのリンク		
	報告者となる法的根拠 (該当分に○)	イ 非居住者個人 ロ 外国法人等 ハ イ及びロが定款(株)規則(有限)の50%以上を保有している会社 ニ 特定組合等 ホ イが役員(過半数)を占める日本法人等 ヘ イへのために承継するもの	
代理人	氏名又は名称及び代表者の氏名	責任者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地		
	事務上の連絡先 (担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス)		

下記のとおり報告します。

1 対象会社	(1) 名 称	
	(2) 本店の所在地	
	(3) 定款上の事業目的	
	(4) 資 本 金	円
2	承 継 年 月 日	
3	承 継 の 対 価	
4 承継方法等	(1) 承 継 の 方 法	<input type="checkbox"/> 事業の一部の譲受け <input type="checkbox"/> 事業の全部の譲受け <input type="checkbox"/> 吸収分割 <input type="checkbox"/> 合併
	(2) 承継対象の事業内容	
	(3) 報告者と対象会社の関係	

5 その他の事項	<input type="checkbox"/> 承継対象の事業に事前届出業務に属する事業は含まれていない。
----------	--

(記入要領)

- 1 「責任者の氏名」には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
- 2 代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者の氏名の記入を省略して差し支えない。
- 3 「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 4 「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 5 「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。
- 6 「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。
- 7 「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「5 その他の事項」欄に記入すること。
- 8 「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所を「該当なし」と記入すること。
- 9 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

(日本産業規格A4)

別紙様式第十七 (令2内府総省財支科厚農水経産国交環省令5・全改)

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

社債の取得に関する報告書

年月日

財務大臣及び事業所管大臣 殿
(日本銀行経由)

報 告 者	氏名又は名称及び 代表者の氏名	責任者の氏名			
	住所又は主たる 事務所の所在地		国籍又は 設立国		
	職業又は営んで いる事業の内容				
	ウェブページのリンク				
	報告者となる法的根拠 (該当分に○)	イ 非居住個人 ロ 外国法人等 ハイ及びロの両方に 以上を保有している会社 ニ 特種組合等 ホ イが役員を過半数を占める株式会社等 ハイへのため に取得するもの			
代理人	氏名又は名称及び 代表者の氏名	責任者の氏名			
	住所又は主たる 事務所の所在地				
	事務上の連絡先 (担当者氏名、電話 番号及び電子メー ルアドレス)				

下記のとおり報告します。

1 発行会社	(1) 名 称					
	(2) 主たる事務所 の所在地					
	(3) 定款上の事業目的					
2 取得した社債	銘 柄 (発行日、記号等)	額面総額	取得価額	利率	償還日及び 元金の支払方法	同一銘柄の 発行総額
3	取 得 年 月 日					
4	支 払 年 月 日					
5	そ の 他 の 事 項	<input type="checkbox"/> 発行会社及びその連結子会社等は事前届出業務に属する事業を行っていない。				

(記入要領)

- 1 「責任者の氏名」には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。
- 2 代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者の氏名の記入を省略して差し支えない。
- 3 「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 4 「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 5 「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。
- 6 「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先 URL を記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。
- 7 「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「5 その他の事項」欄に記入すること。
- 8 「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの欄所に「該当なし」と記入すること。
- 9 取得した社債が新株予約権付社債等の場合は、「2 取得した社債」欄の「銘柄」欄にその旨を記入すること。また、「償還日及び元金の支払方法」欄は、次の例にならって記入すること。
(例：償還日は〇年〇月〇日、元金は本邦において円償で支払う。)
- 10 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格 A 4 の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

(日本産業規格 A 4)

別紙様式第十七の二

(略)

別紙様式第十七の三

(略)

別紙様式第十七の四

(略)

別紙様式第十八 (令2内府総省財支科厚勞農水経産国交環省令5・全改)

機軸法規:対内直接投資等
に関する命令

締結
技術導入契約の
変更
に関する報告書
年 月 日

殿
(日本銀行経由)

報 告 者	氏名又は名称及び 代表者の氏名	責任者の氏名		
	住所又は主たる 事務所の所在地		担当者 電 話	
	職業又は営んでいる 事業の内容		資本金	
	契約の相手方との資本関係 (該当分に○)	イ 報告者が契約の相手方が技術に議決権の50%以上を保有している会社 ロ 報告者は上記イに該当しない		

下記のとおり報告します。

1 契約の相手方	氏名又は名称			
	住所又は主たる 事務所の所在地		国 籍	
	職業又は営んでいる 事業の内容		資本金	
2	契約締結年月日又は 変更契約締結年月日			
3	技術の種類			
4	契約期間 (始期及び終期)			
5	技術導入の対価			
6 契約条項の概要	イ 現在報告者が既に所有する技術を契約の相手方に提供			(該当分に○)
	ロ 特許権、実用新案権、意匠権の譲渡	有	無	
	ハ 特許権、実用新案権、意匠権の実施権の設定	有	無	
	ニ 商標権の譲渡又は使用権の設定	有	無	
	ホ 技術情報の提供又は使用権の設定	有	無	
ヘ 日本国内における独占的製造権又は販売権	有	無		
ト 報告者の再実施権	有	無		
7	技術の内容			

8	変更の種類 (該当分に○)	イ 契約期間の変更 ロ 技術の追加 ハ 対価の変更 ニ その他	
9	項目番号・項目名	変更前	変更後
変更内容			
10	その他の事項		

(記入要領)

- 本報告書は、技術導入契約の締結又は変更の別に記入すること。この場合において、締結にあつては様式中「変更」の字句を、変更にあつては様式中「締結」の字句を消すこと。
- 「責任者の氏名」には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。
- 届出に係る技術導入契約の変更に関する報告書にあつては、原届出受理証(写)を添付し、「1 契約の相手方」、「2 変更契約締結年月日」、「8 変更の種類」、「9 変更内容」及び「10 その他の事項」欄のみ記入し、「9 変更内容」欄には、変更項目番号及び項目名ごとに詳細に記入するとともに、変更箇所を下線を付すこと。
- 報告に係る技術導入契約の変更に関する報告書にあつては、変更後の契約に基づきすべての項目欄を記入し、「9 変更内容」欄には、変更項目番号及び項目名ごとに詳細に記入するとともに、変更箇所を下線を付すこと。
- 「2 契約締結年月日又は変更契約締結年月日」欄は、地位の承継の場合には、承継日を記入すること。
- 「3 技術の種類」欄には、導入する技術の種類を簡潔に記入すること(例:自動梱包機の搬送装置の製造技術及び商標権の使用許諾)。
- 「5 技術導入の対価」欄には、イニシャル・ペイメント、ロイヤリティ(ミニマム・ペイメントがある場合には、ミニマム・ペイメントを別書すること。)及びその他の費用(図面代等)を、それぞれ別書すること。
- 「7 技術の内容」欄には、技術の範囲、原理、効果及び当該技術による製品の用途等について、必要に応じ図面、図解、写真等を利用してできるだけ具体的に記入すること。特許権又は実用新案権の譲渡又は実施権の設定を伴う場合には、これらの権利のうち主なもの範囲等を記入すること。また、登録商標権の場合は当該商標の名称又は図形及び使用商品名等を記入すること。
- 地位の承継の場合には、「10 その他の事項」欄に、「報告済又は○年○月○日○○第○○号にて届出済の○○社が○○社に吸収合併(又は契約譲渡)されたことによる。」等と記入すること。
- 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。

(日本産業規格A4)

別紙様式第十九
(略)

別紙様式第十九の二 (令2 内府総省財文科厚労農水経産国交環省令5・全改)

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

株式、持分、譲渡権、議決権行使等権限若しくは共同議決権行使同意の取得
又は株式への一任運用に関する変更報告書
年 月 日

- (宛先)
財務大臣及び事業所管大臣 殿
うち、事務的届出業務を所管する大臣
内閣総理大臣 (警視庁)
内閣総理大臣 (金融庁)
総務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣 殿
(日本銀行経由)

報 告 者	氏名又は名称及び 代表者の氏名	責任者の氏名	
	住所又は主たる 事務所の所在地	国番号	設立国
	氏名又は名称及び 代表者の氏名	責任者の氏名	
代理人	住所又は主たる 事務所の所在地		
	事務上の連絡先 (担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス)		

下記のとおり報告します。

1 変更報告の対象となる報告書の提出年月日			
2 変更の内容等	(1) 変更の内容 (該当分に○)	イ 特定株主の変更（対内直接投資等に関する命令第7条第4項第1号） ロ 国有企業等の特定株主への追加（同項第2号） ハニ 役員又は代表取締役の3分の1の国籍変更（同項第3号） ホ 外国政府等関係者の役員への追加（同項第4号） ヘ 最終親会社等の変更（同項第5号） ヘト 国有企業等への該当（同項第6号） チリ 許認可等金融機関等への該当性の変更（同項第7号） リ 投資銀行業務等の開始・停止（同項第8号） リ 許認可等金融機関等の監督機関の変更（同項第9号） リ 許認可等金融機関等の許認可等の根拠法令の変更（同項第10号）	
	(2) 変更内容の詳細	変更前	変更後
3 変更が生じた理由			
4 変更が生じた年月日			
5 その他の事項			

(記入要領)

- 本報告書は、「1 変更報告の対象となる報告書の提出年月日」欄において特定した報告書の宛先と同じ宛先を記載とすること。
- 「責任者の氏名」には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。
- 代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者の氏名の記入を省略して差し支えない。
- 「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。
- 「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所「該当なし」と記入すること。
- 「2 変更の内容等」欄中「(2) 変更内容の詳細」欄では、「1 変更報告の対象となる報告書の提出年月日」欄において特定した報告書の記載が「2 変更の内容等」欄中「(1) 変更の内容」欄記載の事由が発生したことにより変更が生ずる場合において、かかる変更について記載すること。

- 9 「3 変更が生じた理由」欄は、「2 変更の内容等」欄中「(1) 変更の内容」欄記載の事由が発生した理由を記載すること。不知の場合はその旨記載すること。
- 10 「4 変更が生じた年月日」欄は、「2 変更の内容等」欄中「(1) 変更の内容」欄記載の事由が発生した日を記載すること。
- 11 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

(日本産業規格A4)

別紙様式第二十 (令2 内府総省財支科厚労農水経産国交環省令5・全改)

根拠法規：効内直接投資等
に関する命令

金融の貸付け又は社債の取得等に関する実行報告書
年 月 日

財務大臣及び事業所管大臣 殿
(日本銀行経由)

報	氏名又は名称及び 代表者の氏名	責任者の氏名	
	住所又は主たる 事務所の所在地	国籍又は 設立国	
告 者	氏名又は名称及び 代表者の氏名	責任者の氏名	
	住所又は主たる 事務所の所在地		
	事務上の連絡先 (担当者氏名、 電話番号及び電 子メールアドレス)		

下記のとおり報告します。

1	本報告書の前提となる 事前届出の受理年月日 及び受理番号			
2	金融の貸付けの相手方 又は発行会社の名称			
3	金融の貸付け、貸付 けの返済、社債の取 得又は償還の内容	実行年月日	金額	金融の貸付け、貸付けの 返済、社債の取得又は償 還の別

4 その他の事項			

(記入要領)

- 1 本報告書は、金銭の貸付けの相手方又は社債の発行会社の別に記入すること。
- 2 「責任者の氏名」には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
- 3 代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者の氏名の記入を省略して差し支えない。
- 4 「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 5 「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 6 「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。
- 7 「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所「該当なし」と記入すること。
- 8 金銭の貸付けの返済には期限前返済、社債の償還には期限前償還がそれぞれ含まれる。
- 9 「3 金銭の貸付け、貸付けの返済、社債の取得又は償還の内容」欄中「金額」欄には、金銭の貸付けの場合は貸付金額、貸付けの返済の受入れの場合は返済金額、社債の取得の場合は額面総額及び取得価額、社債の償還の受入れの場合は償還価額をそれぞれ記入すること。
- 10 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格 A 4 の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、差し番号を付すこと。

(日本産業規格 A 4)

別紙様式第二十一 削除
別紙様式第二十二

別紙様式第二十二 (令2内府総省財文科厚労農水経産国交環省令5・全改)

設置の中止
支店等の 実行報告書
廃止
年 月 日

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

財務大臣及び事業所管大臣 殿
(日本銀行経由)

報 告 者	氏名又は名称及び 代表者の氏名	責任者の氏名	
	住所又は主たる 事務所の所在地	国籍又は 設立国	
人	氏名又は名称及び 代表者の氏名	責任者の氏名	
	住所又は主たる 事務所の所在地		
	事務上の連絡先 (担当者氏名、 電話番号及び電 子メールアドレス)		

下記のとおり報告します。

1	本報告書の前提となる 事前届出の受理年月日 及び受理番号	
2 支 店 等	(1) 名 称	
	(2) 所 在 地	
	(3) 種 類	
	(4) 設置年月日	
	(5) 設置の中止又は 廃止年月日	
3	その他の事項	

(記入要領)

- 1 本報告書は、支店等の設置の中止又は廃止の別に記入すること。この場合において、本報告書の頭書に記載の題名のうち本報告書により報告する内容に印を付すこと。
- 2 「責任者の氏名」には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。
- 3 代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者の氏名の記入を省略して差し支えない。
- 4 「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

- 5 「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 6 「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。
- 7 「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所には「該当なし」と記入すること。
- 8 「2 支店等」欄中「② 種類」欄には、「支店」、「工場」、「その他の事業所」の別を記入すること。
- 9 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

(日本産業規格A4)

別紙様式第二十二の二
(略)

別紙様式第二十二の三 (令3 内府総省財文科厚労農水経産国交環省令5・全改)

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

事業の承継に関する実行報告書
年 月 日

財務大臣及び事業所管大臣 殿
(日本銀行経由)

報告者	氏名又は名称及び代表者の氏名	責任者の氏名		
	住所又は主たる事務所の所在地	国轄又は設立国		
	職業又は営んで いる事業の内容			
	氏名又は名称及び代表者の氏名	責任者の氏名		
	代理人 住所又は主たる 事務所の所在地			
事務上の連絡先 (担当者氏名、電話番号 及び電子メールアドレス)				

下記のとおり報告します。

1	本報告書の前提となる事前届出の受理年月日及び受理番号	
2	承継又は処分の別	
3	承継又は処分年月日	
4	承継又は処分の対価	
方法等	(1) 承継又は処分の方法	<input type="checkbox"/> 事業の全部の譲受け <input type="checkbox"/> 事業の一部の譲受け <input type="checkbox"/> 吸収分割 <input type="checkbox"/> 合併 <input type="checkbox"/> その他 ()
	(2) 承継又は処分対象の事業内容	
6	その他の事項	

(記入要領)

- 1 「責任者の氏名」には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。
- 2 代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者の氏名の記入を省略して差し支えない。
- 3 「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 4 「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 5 「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。
- 6 「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの欄所に「該当なし」と記入すること。
- 7 「15 承継又は処分方法等」欄中「(2) 承継又は処分対象の事業内容」欄は、「1 本報告書の前提となる事前届出の受理年月日及び受理番号」欄において特定した事前届出において承継対象の事業内容とされたものと同一である場合は、その旨記載することで詳細の記載を省略することができる。
- 8 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

(日本産業規格A4)

別紙様式第二十三 (平29内府総省財文科厚労農水経産国交環省令2・追加、令元内府総省財文科厚労農水経産国交環省令1・一部改正)

表面

第 号
身 分 証 明 書
官 職 _____
氏 名 _____
生年月日 _____
上記の者は、外国為替及び外国貿易法第68条の規定による立入検査又は質問を行う職員であることを証明する。
交付日 _____年 _____月 _____日
主務大臣 印

裏面

<div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">写 真</p> <div style="border: 1px solid black; width: 60%; margin: 5px auto; padding: 2px;"> <p style="text-align: center;">印 又は 刻印</p> </div> </div>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本証は、外国為替及び外国貿易法関係の検査の際は必ず携帯すること。 2 本証を他人に貸与し、又は譲渡しないこと。 3 本証を紛失、汚損し、又は記載事項に変更があつた場合は、即時その旨を申告して再交付を受けること。 4 官印のないもの及び写真に印又は刻印のないものは無効とする。 5 検査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。
---	---

(備考) 用紙は、日本産業規格 B 8、64×91mmとする。